

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、**国、都道府県及び市町村における体制の強化**を進めるため、児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方にに関する協議の場を設置。さらに、個別の論点について検討を行うために2つのワーキンググループを設置。

1. 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG

<構成員>

- ・鳥取県、滋賀県、本庄市、さいたま市、中野区、豊田市、
舟橋村、那賀町
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会

<主な検討課題>

- ・人材の確保・育成・人事の在り方
- ・中核市等における児童相談所設置の効果
- ・中核市等における児童相談所設置の具体的プロセス
- ・都道府県、市町村の連携強化と役割分担 等

2. 児童相談所の設置の基準に関するWG

<構成員>

- ・鳥取県、滋賀県、本庄市、さいたま市、豊橋市、大田区
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：舟橋村、那賀町、全国知事会、
全国市長会、全国町村会

<設置基準 (※) の策定にあたっての主な観点>

- ・人口
 - ・地理的条件や交通事情
 - ・相談対応件数
 - ・市町村との連携 等
- ※政令で定める設置基準の施行は令和5年度だが、
地方自治体における準備期間を考慮した対応が必要。

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について

設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）。以下「改正法」という。）において、児童の権利を守るために際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するための検討を行う。

主な検討事項

1. 体罰禁止の考え方
2. 体罰の範囲等
3. 体罰等によらない子育て推進方策及び保護者への支援策

委員

○ 大日向雅美	恵泉女子大学 学長	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
高祖 常子	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事	
立花 良之	成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長	
福丸 由佳	白梅学園大学 子ども学部 教授 CARE-Japan 代表	
松田 妙子	NPO法人 セタがや子育てネット 代表	
森 保道	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員・幹事	
山田 和子	四天王寺大学 看護学部 教授	
○座長	(敬称略、五十音順)	

スケジュール・開催実績

令和元年9月3日	第1回開催	→ パブリックコメントを実施
令和元年10月28日	第2回開催	
令和元年12月3日	第3回開催 ・素案について審議	
令和2年1月～2月	第4回開催（予定） ・取りまとめ	
令和2年4月1日	改正法施行	

子ども家庭福祉に關し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他の資質の向上策に関するワーキンググループについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)附則第7条第3項において、政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に關し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行なう者についての資格の在り方その他の當該者について必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

これを受け、子ども家庭福祉に關し専門的な知識・技術を必要とする支援を行なう者の資格の在り方その他の資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

委員

委員名	所属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
我妻 元晴	本庄市保健部子育て支援課長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会理事長
加藤 雅江	杏林大学医学部付属病院患者支援センター 課長
栗延 雅彦	和泉乳兒院院長
栗原 直樹	元十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科 教授
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監
小山 莉生子	児童家庭支援センターかわわ センター長
才村 純	東京通信大学 教授
佐藤 杏	国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー
高橋 誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部副本部長兼事務局長
津崎 哲郎	NPO法人児童虐待防止協会 理事長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニケーション学科 教授
廣中 誠司	山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課長
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 研究部長
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
村松 幹子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会会长
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎座長 ○座長代理 (敬称略、五十音順)

主な検討事項

子ども家庭福祉に關し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他の資質の向上策

スケジュール

- 令和元年 9月10日 議論開始
- 令和2年 夏目処 中間的な整理
- 令和2年 12月 ワーキンググループの議論の整理
- その後、社会的養育専門委員会へ報告

子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方に、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。
これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。

検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもとの権利擁護の在り方

委員

相澤 仁	日本子ども家庭福祉学会 理事 大分大学 福祉健康科学部 教授	久保 健二	福岡市 こども総合相談センター こども緊急支援課長、弁護士
池田 清貴	くれたけ法律事務所 弁護士	桑田 朋子	東京都 福祉保健局少子社会対策部 子供・子育て計画担当課長
柴留 里美	大分大学 福祉健康科学部 助教	田中 由美	大阪府 福祉部子ども家庭支援課 課長
榎本 英典	三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護コーディネーター	永野 咲	昭和女子大学 人間社会学部 助教
大谷 美紀子	大谷＆パートナーズ法律事務所 弁護士	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長	堀 正嗣	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭	前橋 信和	関西学院大学 人間福祉学部 教授

（敬称略、五十音順）

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント (平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績	2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→ 5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→ 2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→ 各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→ 7,620人	+ 2,930人程度
※1 2024年度までに2,500人		※2 2020年度まで	※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

(注) 児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画値

【児童相談所】	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)	2020年度 (新プラン2年度目) ※	2022年度 (新プラン目標)
			(新プラン年度目) ※	(新プラン目標)
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 (+ 1,070 人)	4,700 人 (+ 1,470 人)	5,260 人 (+ 2,020 人)
児童心理司	1,360 人	1,610 人 (+ 260 人)	1,790 人 (+ 440 人)	2,150 人 (+ 790 人)
保健師	100 人	各児童相談所 (+ 110 人)	各児童相談所 各児童相談所	各児童相談所

※2020年度の計画を踏まえ、地方財政措置を拡充。

子発1225第2号
令和元年12月25日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{児童相談所設置市市長} \end{array} \right\}$ 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る
2020年度予算案及び地方財政措置について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、児童相談所・市町村の体制強化を計画的に進めているところであります。本年12月20日に2020年度予算案が閣議決定されました。

新プランの目標達成に向けて下記に記載した予算制度等の積極的な活用についてご検討をお願いいたします。併せて、新プランの2020年度の計画を踏まえた地方財政措置が拡充されますので、別添のとおり、情報提供いたします。

新プランは、特に児童相談所の専門職の増員及び市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置等に係る目標を盛り込んでおり、各地方自治体においては、新プランの趣旨を踏まえ、児童相談所及び市町村の体制及び専門性の強化に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村(指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。)に対する周知についてご配慮をお願いいたします。

記

1 新プランに掲げる目標の達成に向けた予算制度及び研修について

(1) 予算制度

虐待を受けた子ども等の安全を確保するとともに、子どもの最善の利益を考慮した支援が展開されるためには、高度な専門的知識と技術を要する児童相談所の業務が適切に遂行される必要があり、そのためには、児童相談所の専門性の確保、向上を図ることが不可欠である。

新プランで掲げる専門職の確保及び専門性強化に資する予算として、次の①～③について、2020年度予算案において拡充することとしたのでお知らせする。

① 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士の配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために、児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】1自治体当たり 4,182千円

※複数の職種に係る採用活動を行う場合

3,528千円を加算《拡充》

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

② 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所及び市町村において児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設。

【実施主体】横浜市、明石市

【補助基準額（案）】横浜市 965,983千円、明石市 119,149千円

【補助率】定額

③ 児童相談所の専門性向上に関する研究（子ども・子育て支援推進調査研究事業（委託費））【拡充】

国が主催するブロック単位の研修（※）を開催するとともに、さらなる児童相談所の専門性向上に向けた支援策の検討等を行うための

調査研究を実施。

【実施主体】国

※児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修。

このほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に規定された研修等の実施により、児童虐待に携わる職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図る上で、現在、活用可能な予算制度を整理したので、積極的な活用をお願いする。事業の詳細な内容については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成 17 年 5 月 2 日付け雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）を参照いただきたい。

① 義務研修

ア 児童福祉司任用前講習会等

(ア) 児童福祉司任用前講習会

○ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）は、法第 13 条第 3 項第 5 号又は児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条第 11 号若しくは同条第 12 号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、法第 13 条第 3 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定める講習会を実施する。

○ なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能。特に、児童福祉司任用前講習会は、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。

○ 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

【補助基準額（案）】 1 都道府県等当たり 3,108,000 円

(イ) 厚生労働大臣が定める講習会

○ 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施行規則第 6 条第 6 号から第 10 号まで及び同条第 13 号に規定す

る厚生労働大臣が定める講習会（以下「指定講習会」という。）を実施する。

- 市町村の職員も受講可能であることから、指定講習会の内容には、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。
- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 695,000 円

イ 児童福祉司任用後研修

- 都道府県等は、児童福祉司を対象として、法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るために、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 3,108,000 円

ウ 児童福祉司スーパーバイザー研修

- 都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー（法第13条第5項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司）を対象として、法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員の専門性の向上を図るために、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助基準額（案）】

自主開催する場合 : 1都道府県等当たり 2,306,000 円

研修を委託する場合 : 1都道府県等当たり 269,000 円

エ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修

- 都道府県等は、調整機関に配置される調整担当者を対象として、法第25条の2第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るために、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 3,008,000 円

オ 児童相談所長研修

- 都道府県等は、児童相談所長を対象として、法第12条の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。

【補助基準額（案）】

自主開催する場合：1都道府県等当たり 2,306,000円
研修を委託する場合：1都道府県等当たり 135,000円

② 義務研修以外の研修等

ア 医療機関従事者研修

- 都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医療機関の医師、歯科医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象として児童虐待に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図る。
- 総合病院に限らず診療所や歯科診療所等に対しても研修を実施するとともに、研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等幅広い診療科の医師等を対象とする。

【補助基準額（案）】

1都道府県等、中核市及び特別区当たり 1,830,000円

イ 虐待対応関係機関専門性強化事業

(ア) 協力体制整備

- 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。
- 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。
- 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。

【補助基準額（案）】

研修を実施した場合

：1都道府県等当たり 308,000円

研修等への参加を促進した場合

：1都道府県等及び市町村当たり 308,000円

(イ) 専門家の養成等

- 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドラインを作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。
- 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施する。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 221,000 円

(ウ) 未成年後見制度研修

- 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 196,000 円

ウ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

- 都道府県等又は市町村は、(1)に掲げる研修等のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施する。
- 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等((1)に掲げる研修を含む。)への参加を促進する。

【補助基準額（案）】

研修を企画し、実施する場合

：1都道府県等及び市町村当たり 1,668,000 円

研修等への参加を促進する場合

：1都道府県等及び市町村当たり 196,000 円

エ 研修専任コーディネーターの配置

- 研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。
- 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行う。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 5,002,000 円

（2）研修

新プランで掲げる目標達成に向けた児童福祉司等の増員に際しては、平成29年4月から義務化された児童福祉司等の研修を着実に実施していくほか、毎年、子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし、国立武蔵野学院等で実施されている全国研修を積極的に活用いただくことにより、義務研修等の講師、児童心理司、一時保護所職員等の養成を図っていただくようお願いする。

2 一時保護所の職員に対する処遇改善について

新プランで掲げる目標達成に向けた予算以外にも、精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所一時保護所職員について、児童入所施設措置費を拡充（月額2万円）（※）し、処遇改善を図ることとしている。

- ※ 児童入所施設措置費の事務費算定上における保育士等に係る特殊勤務手当の額を月額2万円まで拡充する。
- 処遇改善の考え方については追って通知する。

3 2020年度における地方財政措置について

（1）児童福祉司等に係る給与費

新プランの計画2年度目（2020年度）においては、児童福祉司を約4,700人（※1）、児童心理司を約1,790人（※2）とすることとしており、これを踏まえ地方財政措置を拡充する。

- ※1 新プランにおいては、次のとおり児童福祉司の配置標準を見直した上で、2017年度の約3,240人から2022年度までに全国で2,020人程度増員することを計画。
 - ・児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す
 - ・里親養育支援児童福祉司（※3）を各児童相談所に配置
 - ・市町村支援児童福祉司（※4）を都道府県の管内30市町村につき1人（指定都市は1人）配置

- ※2 新プランにおいては、2024年度までに児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人配置（2,500人）することとし、2022年度までに全国で790人程度増員することを計画。

- ※3 基本的にケースを持たず、フォースタッキング機関の養成等の業務を含め、専ら一貫した里親支援業務を担うことを想定。

- ※4 基本的にケースを持たず、専ら管内の市町村を巡回し、市町村における相談やケースに関するスーパーバイズ、要保護児童対策地域協議会の運営支援など市町村における体制整備、関係機関との連携体制の構築に向けての助言・指導等を行うことを想定。

(2) 児童福祉司、児童心理司、保健師に対する処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所に勤務している児童福祉司、児童心理司、保健師について、一時保護所職員と同様に処遇改善を図ることとしており、これを踏まえ地方交付税措置を拡充（月額2万円相当）（※）する。

- ※ 現行、児童福祉司のみ算定されている特殊勤務手当の対象に児童心理司及び保健師を加えるとともに、特殊勤務手当の額を月額2万円相当まで拡充する。

一時保護所職員と同様、処遇改善の考え方については追って通知する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画値

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)	2020年度 (新プラン2年度目) ※	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】				
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 〔 + 1,070 人 〕	4,700 人 〔 + 1,470 人 〕	5,260 人 〔 + 2,020 人 〕
児童心理司	1,360 人	1,610 人 〔 + 260 人 〕	1,790 人 〔 + 440 人 〕	2,150 人 〔 + 790 人 〕
保健師	100 人	110 人 〔 + 110 人 〕	各児童相談所	各児童相談所

※2020年度の計画を踏まえ、地方財政措置を拡充。

【別添】

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現 状

平成28年児童福祉法等改正法附則及び令和元年度児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

財政面における支援

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、2020（令和2）年度予算案において、以下の費用への補助を行う。

◆人材確保・育成支援

- ①市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置 《令和2年度予算案拡充》
- ②都道府県等職員（ＳＶ等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等に対する補助）
- ③児童相談所設置準備に係る補助職員の配置

◆施設整備への支援

- ①児童相談所整備に係る一般財源化前の国庫補助金相当額（総事業費の1／2）が地方債の対象となり、その元利償還金についても地方債充当率及びその元利償還金にかかる地方交付税措置を拡充 《令和2年度拡充》
- ②一時保護所の創設（定員1人当たり約1,238万円（国：1/2、設置者：1/2）、定員20人の場合2億4,756万円） 《令和2年度予算案拡充》
- ③一時保護所の個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について②に加算 《令和2年度予算案拡充》
(定員1人当たり270万円加算（国：1/2、設置者：1/2）、定員20人の場合5,400万円加算) (心理療法室整備1施設当たり3,358万円)
- ④一時保護所整備に係る自治体負担分（1/2）における地方債充当率及びその元利償還金に係る地方交付税措置を拡充 《令和2年度拡充》

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加
- ③児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の標準的な手続きの提示



Press Release

報道関係者 各位

令和元年 11月 22 日

【照会先】

子ども家庭局家庭福祉課

課長補佐 大野久(4874)

児童相談係長 野中和徳(4865)

(代表)03(5253)1111

(直通)03(3595)2166

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を無料化します

厚生労働省では、12月3日（火）午前8：30から、児童相談所虐待専用ダイヤル「189」について、利用者からの通話料を無料化します。

これまで児童相談所全国共通ダイヤルは、平成27年7月1日から3桁の番号「189」（いち・はや・く）に変更し、平成28年4月1日から、利用者の利便性向上のために、音声ガイダンスの短縮などの改善を行ってきました。

今回、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、通話料の無料化等を行い、利便性の向上を図ります。

厚生労働省では、通話料の無料化後の状況を踏まえ、引き続き利用者の利便性向上のために検討を続けていきます。

【今回実施する内容】(令和元年12月3日(火)午前8:30開始)

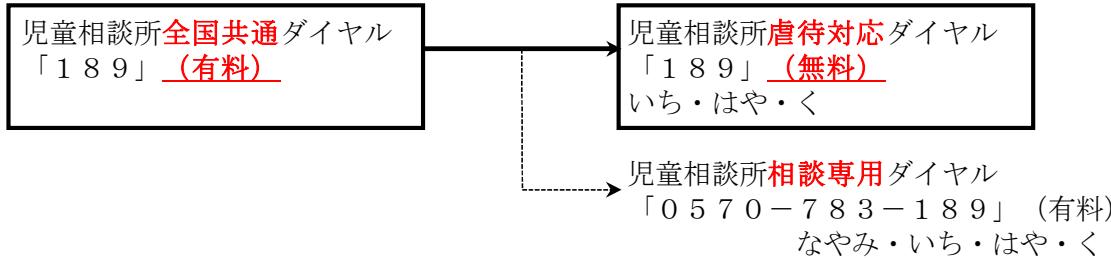
①児童相談所虐待対応ダイヤルの通話料の無料化

- これまで有料であった通話料を無料化

※名称変更(旧)児童相談所全国共通ダイヤル →(新)児童相談所虐待対応ダイヤル

②児童相談所相談専用ダイヤルの開設

- 新たに相談専用ダイヤルを開設し、利用者の利便性の向上を図る。



別添 参考資料

<参考資料>

◆ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の経緯

- 平成 21 年 10 月 1 日 ・児童虐待の通告や子育てに関する悩み相談などに幅広く対応するための全国共通の電話番号 10 桁 (0570-064-000)で運用開始
- 平成 27 年 7 月 1 日 ・10 桁であった番号を 3 桁 (189) で運用開始
- 平成 28 年 4 月 1 日 ・児童相談所につながる時間を短縮するため、ガイダンスの時間を大幅に短縮 (約 70 秒→約 30 秒)
- 平成 30 年 2 月 1 日 ・郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンタ一方針を導入
- 令和元年 12 月 3 日 ・通話料の無料化を実施

◆ 児童虐待防止対策の抜本的強化について（抜粋）

（平成 31 年 3 月 19 日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

2 児童虐待の発生予防・早期発見

④ 相談窓口の周知・徹底

- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、広く国民に認知され、活用されるよう、更なる周知・啓発に積極的かつ強力に取り組む。併せて、通話料の無料化を図ることにより、利便性の向上を図る。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

児童虐待防止対策の抜本的強化について①（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年の目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰による子育て等の推進

- 法 ① 体罰禁止について法定化する。
 - ・体罰による悪影響が広く理解され、体罰による子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。
 - ・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰による子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。
 - ・民法上の懲戒権の在り方にについて、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。
- 法 ② 子どもの権利擁護の在り方にに関する検討
 - ・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

- ① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認
- ② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等
 - ・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。
 - ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一體的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

- ・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

児童虐待防止対策の抜本的強化について②（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

- 法 ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備
・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。
- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
法
・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- ③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化
法
・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施
法
- ⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充
法
・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。
- ⑥ 児童福祉司等への待遇改善
法
・手当などによる児童福祉司等の待遇改善を図る。

児童虐待防止対策の抜本的強化について③（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

法

・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法

・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法

・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

法

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向け、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

法

・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を中途に検討する。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

法

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援
・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実
・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

児童虐待防止対策の抜本的強化について④（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

法

- ① DV対応と児童虐待対応との連携強化
- ② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

(7) 関係機関間の連携強化等

法

- ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化
- ② 児童相談所・市町村における情報共有の推進
 - ・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。
- ③ 保護者支援プログラムの推進
 - ・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。
- ④ 児童相談所と警察の連携強化
- ⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化
 - ・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

- ・里親の負担軽減(一時的に子どもを預かるサービスの利用促進)や手当の充実等。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

- ・特別養子縁組の成立要件を緩和する(養子となる者の年齢の上限を引き上げる)等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

④ 自立に向けた支援の強化

- ・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

平成31年3月19日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

(はじめに)

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、2017年度には13万件を超えていた。また、昨年3月に目黒区で女児が虐待により死亡する事件が発生するなど、多くのかけがえのない子どもの命が失われている。

政府においては、こうした状況を受け、昨年7月20日には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）を決定したほか、同年12月18日には、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（以下「新プラン」という。）を策定するなど、児童虐待防止対策に関する取組を進めてきた。

しかしながら、本年1月には、千葉県野田市において、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いていることを受け、本年2月8日には、関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定した。

こうした状況を深刻に受け止め、児童虐待防止対策のための制度改正や、緊急総合対策をはじめとした関係閣僚会議における決定等のこれまでの取組の実施について、改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、別紙に記載する対策を決定する。

本対策を実施するため、児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

(注) **法**・児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案に盛り込む事項

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰によらない子育てを推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、 국민に分かりやすく説明するためのガイドライン等を作成する。これと合わせ、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」などを活用し、普及啓発活動を行う。体罰禁止に関する考え方等を含め、こうした普及活動については、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して行う。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子ども（特に自分で危険を判断し対処することの出来ない年齢の子ども）を自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知する。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

② 児童相談所における子どもの安全確保に関する業務の明確化

法・子どもの安全確保を行うことが児童相談所の業務であることを明確化する。

③ 児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務など児童福祉審議会の活用促進

- ・児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しないときは、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立てを行うことができることについて、周知徹底を図る。
- ・児童虐待を受けた子どもや要保護児童が、行政処分等に不服がある場合に、自ら児童福祉審議会に申し出、児童福祉審議会がその申し出を受けて、調査審議し、児童相談所に意見具申を行う仕組みについて、ガイドラインの作成、全国展開に向けた取組を進める。

法・児童福祉審議会において、子どもに意見聴取する際に子どもの状況や環境等に配慮するものとする旨を定める。

④ 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・子どもの権利擁護のため、子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。
・このため、まずは里親等に委託されている子どもや児童養護施設等に入所している子ども等の意見表明権を保障する仕組みの在り方について検討を行い、モデル実施を行った上で、速やかに全国展開に向けて必要な取組を進める。
法・一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 支援を必要とする妊婦への支援の強化

・女性健康支援センターにおいて、支援を必要とする妊婦を把握した際に、早期から支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。
・産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を拡充することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を拡充する。

② 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認

・乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。国においては、この結果をとりまとめて公表するとともに、必要な支援を行う。
・この際、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言、保護のほか、市町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊娠産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行う。

併せて、市町村において、育児不安のある家庭に対し、ボランティア等の訪問による悩みや不安の傾聴や家事支援等のサービスを提供する等により、虐待の予防の観点から、幅広く家庭の養育力を高める取組を行う。

③ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け、設置に向けた支援を拡充する。その際、新生児の訪問指導や乳児全戸訪問事業等と連携して支援している事例などの好事例を、全国で共有していく。
- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。
- ・子育ての孤立化を防ぐため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の整備を引き続き着実に進めるとともに、その利用を促進する。

④ 相談窓口の周知・徹底

- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、広く国民に認知され、活用されるよう、更なる周知・啓発に積極的かつ強力に取り組む。併せて、通話料の無料化を図ることにより、利便性の向上を図る。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

⑤ 相談・支援につながりやすい仕組みづくり

- ・若い世代が電話よりもSNSでコミュニケーションを取ることが多いことを踏まえ、子育てに悩みを抱える者や子どもからの相談について、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を進める。
 - ・保護者が訪問支援（乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等）に拒否的である場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、保護者が支援を受け入れやすくなる取組を進める。国においては、こうした取組を行う市町村を支援する。
 - ・引き続き、全国の法務局・地方法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」、小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」やインターネット相談窓口「子どもの人権SOS-eメール」を始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。
- また、人権擁護委員は、引き続き、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。さらに、これらの相談窓口の更な

る周知・広報を行うとともに、相談窓口が子どもにとって使いやすいものとなるよう、その更なる改善を図る。

⑥ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実し、すべての公立小中学校への配置を推進する。
- ・SNSや24時間子供SOSダイヤルを活用した虐待等に関する児童生徒等からの相談体制の教育委員会における構築を支援する。

⑦ 法務少年支援センター（少年鑑別所）における非行のある子どもやその保護者等への対応の充実強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止に向けた体制強化を図る。

⑧ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発活動の推進

- ・女性に対する暴力をなくす運動の機会に、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関への被害の通報を促す等、国民の意識向上のための啓発活動の推進を図る。

⑨ 子どもの死因究明に関する検討

- ・今後、成育基本法¹に基づき策定される予定の成育医療等基本方針に基づき、子どもの死因究明について検討を進める。

⑩ 障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対す

¹ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）

る不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

① 介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備

- 法
- ・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分けるなどの児童相談所における機能分化を行う。
 - ・このため、児童相談所において、機能に応じて部署や職員を分けることのほか、専門人材の確保及び育成に関する方策など、体制整備を推進することについて、国において、その取組内容を示すとともに、都道府県等において、体制整備に関する計画策定を進める。
 - ・国において、介入的な対応等に着目した研修の充実、アドバイザーの派遣や助言を行う。

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

- 法
- ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
 - ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

- 法
- ・児童相談所に、医師及び保健師のいずれもの配置を義務化する。
 - ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る。
 - ・医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。

④ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- ・一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断に用いるリスクアセスメントシートについて、信頼性、妥当性を科学的に検証するとともに、その活用方法の在り方を含め検討し、より実践的に活用できるもの

に見直す。

- ・家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。
- ・法的・医学的知見を踏まえた対応ができるよう、一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断等の意思決定に、日常的に弁護士や医師等が関与し、児童福祉司と共に対応する。

⑤ 第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施

- 法
- ・第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。
 - ・既に取り組んでいる自治体の例や海外の例等も参考とし、国において、標準的な指標や実施方法等についてガイドラインを策定し、地方自治体における取組を支援する。

⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

- ・新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。
- ・児童福祉司等の専門人材確保、専門性確保のため、都道府県等に対し、児童相談所OBの活用や専門職採用、一定の経験年数を積んだ職員が確保できるような人事ローテーションへの配慮等が行われるよう要請する。

⑦ 児童福祉司等への処遇改善

- ・児童相談所の児童福祉司等の職員は、児童虐待に関する通告への対応、介入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備えが必要となる。こうした精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていること等を踏まえ、手当などによる処遇改善を図る。

⑧ 児童心理司の配置基準の法定化

- 法
- ・都道府県は、児童心理司²の数について、政令で定める基準に基づき定めることを法律上規定する。

² 児童心理司とは、子どもや保護者等に対し、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導(心理療法、カウンセリング、助言指導等)を行う者。現行は、通知において、児童福祉司2人につき1人を配置することを定めている。

⑨ 児童福祉司の任用要件の見直し等による職員の資質向上

- 法・児童福祉司及び児童相談所長の任用要件として、精神保健福祉士、公認心理師を法律上規定する。
- 法・児童福祉司の任用要件のうち、社会福祉主事として従事したことがある者に係る要件について、児童福祉事業の経験に代えて、相談援助業務の経験を必要とすることとする。
- 法・児童相談所における指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置を規定するとともに、その任用要件について、児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であることに加え、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の修了者でなければならないこととする。

⑩ 児童相談所の業務の外部委託等の推進

- ・児童相談所が行っている業務のうち、里親養育支援業務や保護者支援プログラムの実施等、外部への委託により、業務が適切かつ効果的に実施することが期待される業務について、民間団体等への委託を推進する。
- ・療育手帳の判定業務について、その一部等を児童相談所以外の機関が実施している事例等を把握した上で、障害児・者施策との整合性にも留意しつつ、事務負担の軽減につながる方策を検討する。

⑪ 児童虐待による死亡事例等の検証の活用等

- ・国が実施する死亡事例検証において、保護者の状況等を含め、虐待の要因等について引き続き分析を深めるとともに、検証結果を踏まえた体制強化等の対応状況をフォローアップする。また、検証結果等が十分活かされるよう、これを活用した実践的な研修をきめ細かく実施する。

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

- 法・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- 法・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずるものとする。
- 法・その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- 法・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支

援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- 具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

③一時保護所の環境改善・体制強化

- 子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。
- 混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。
- その上で、虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。

※保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合

※子どもが学校に通うことを拒否している場合

- 通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことができる体制整備を図る。
- また、一律に集団生活のルールを押しつけるなどによる権利侵害がないよう、周知徹底を図るとともに、子どもの意見が適切に表明されるよう、相談窓口の設置や第三者委員の設置などを進める。

- 法
- 第三者評価など一時保護所を含む児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。(再掲)

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

- 新プランに基づき、子ども家庭総合支援拠点の 2022 年度までの全市町村設置に向けて支援の拡充を図る。
- 子ども家庭総合支援拠点における相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ事業などの利用の調整を行うなど、支援メニューを拡充する。
- 子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地域における支援体制の構築を進める。

- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化及び支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制の整備を図る。（再掲）

② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図るとともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置を推進する。
- ・要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成する。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法や市町村における体制整備等について的確な支援が行うことができるよう、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司に対し、研修を行う。

③ 子育て支援サービス等の地域資源の充実

- ・孤立した子育てによって虐待につながることのないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。併せて子育てに不安を抱える家庭やネグレクトのある家庭を訪問し、支援する養育支援訪問事業を推進する。

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

- 法
- ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。
 - ・児童相談所の児童福祉司のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員、里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職員、児童家庭支援センターの職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められていることから、この検討に当たっては、これらの人材も含め検討を進める。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

- ・市町村や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するため、スクールソーシャルワーカーを全ての公立小中学校が十分に活用できるように配置を推進する。

- ・スクールロイヤー（学校で生じる問題に対応する弁護士）の教育委員会への配置や警察OBの学校への配置を支援する。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る。

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

① DV対応と児童虐待対応との連携強化

- 法
- ・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化する。
 - ・配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DVに関する有識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り方を、ケーススタディに基づき検討する。
 - ・法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。
 - ・配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進める。
 - ・民間シェルターにおけるDV被害者とその子どもに対する支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおけるDVと虐待の特性や関連性への理解を拡大する取組を推進する。
 - ・DV被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談

支援センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。

- ・DV被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を図る。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部（局）の行政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。
- ・関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV被害者支援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

- ・婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。
- ・一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。
- ・一時保護した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委託一時保護された子どもが安心・安全に通学するために必要な支援を行う。

③ 婦人相談員の配置の促進

- ・婦人相談員が設置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討するよう要請する。

④ 婦人保護施設の機能の充実

- ・婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。
- ・中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。

(7) 関係機関間の連携強化等

① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

- 法・学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察及び教育委員会等は児童虐待の早期発見に努めることとともに、学校・児童福祉施設等の職員について、業務上把握した児童虐待に関する情報について守秘義務を規定する。

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

- ・転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備の構築を進める。このため、国において、情報共有するための標準的な仕様を示すとともに、システム構築に必要な費用に関する支援を行う。
- ・加えて、全国の都道府県間の情報共有システム構築に向けた検討を進める。その際、ＩＣＴを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方についても検討する。
- ・虐待事案に関するデータを収集し、その結果をＡＩで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化する。

③ 児童相談所・市町村における連携・役割分担の推進

- ・児童相談所・市町村が市町村送致等の際に活用することとして作成された共通リスクアセスメントツールについて、活用方法の在り方等を含め検討し、児童相談所・市町村がより実践的に活用できるものに見直す。
- ・国において、面前ＤＶ通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

④ 保護者支援プログラムの推進

- ・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。さらに、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組む。
- ・死亡事例をはじめとした重大事例の分析を行い、これを踏まえた対応策を検証の上、保護者支援プログラムの活用方法を検討し、活かしていく。
- ・家庭裁判所による都道府県等に対する保護者指導の勧告など司法関与の仕組みの活用を促進する。

⑤ 児童虐待対応における歯科医師との連携強化

- ・乳幼児健診や学校健診などにおいて、歯科医師が虐待の疑いのある子どもに適切に気づき、児童相談所や市町村等の関係機関との連携が強化されるよう、関係団体とも協力しながら、児童虐待防止対策に関する歯科医師向けの研修の実施に向けて取り組む。併せて、研修の状況も踏まえ、該当する子どもに気づいた場合の歯科医療機関向けの対応の手引きを作成する。

⑥ 生活困窮世帯に対する支援

- ・生活困窮者自立支援制度において、関係機関と連携しつつ、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活面の支援や、その保護者に対する就労、家計、子どもの養育等に関する支援を含め、世帯の抱える様々な課題の解決に向けた支援を行う。

⑦ 児童相談所と警察の連携強化

- ・児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進める。このために必要な財政支援等の拡充を図るとともに、警察における知識経験を活かした威圧的、暴力的な保護者への対応や警察との連携に役割を果たせるよう配置等に関する活用方策をまとめて全国に周知する。
- ・児童相談所と警察との連携を強化するため、情報共有や連携に関する協定等の締結を促すとともに、ケース検討や訓練等の合同研修を実施する。
- ・緊急総合対策を踏まえた児童相談所と警察の情報共有を徹底し、情報提供を受けた警察は、児童相談所の援助要請に応じた立入調査等への同行など、関係機関と連携して迅速・的確に対応する。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組む。

⑧ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

- ・要保護児童等の情報の取扱いに関し、学校及び教育委員会が保護者に児童虐待に係る情報元を明かさないこと及び保護者から開示の求めがあった場合に児童相談所等と連携して対応することについて、周知徹底を図る。
- ・学校・教育委員会における虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合、学校と教育委員会が組織的に対応すること、市町村・児童相談所・警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応することについて、周知徹底を図る。

- ・要保護児童等が休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合³、学校等が市町村・児童相談所に速やかに情報提供することについて、周知徹底を図る。

⑨ 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

⑩ 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの2次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。
- ・児童の再被害を防止する観点から、協同面接（代表者聴取）の実施後においても、検察による刑事処分の際などに行う打合せなど適宜の機会を通じ、検察、警察及び児童相談所の間で、必要な情報の共有を図る。

⑪ 非行のある子どもへの支援の充実強化

- ・少年院や保護観察所において、各種研修等を通じて被虐待経験を有する者への対応力の向上に取り組むとともに、引き続き、少年院在院者や保護観察対象者の実状を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、一層の適切な指導や支援に取り組む。

⑫ 人権侵犯事件としての調査救済

- ・法務局・地方法務局において、人権相談等を通じ、虐待を含む人権侵害の疑われる事案を認知した場合は、速やかに人権侵犯事件として調査を行い、緊急対応を要する場合は、児童相談所、警察、学校及び教育委員会等の関係機関と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じる。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

³ 不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

- ・委託一時保護先としての活用を含め、里親の開拓に向け、幅広い団体の協力を得て、より一層の制度の周知・広報に取り組む。
- ・里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用を促進することによる負担軽減や手当の充実などを行い、支援の拡充を図る。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

- ・特別養子縁組を含む養子縁組制度について、一層の周知啓発を図るとともに、養親子への支援を強化する。また、児童相談所においては、子どもの状況に応じ、特別養子縁組や普通養子縁組が適当と考えられる子どもについて、積極的に制度の活用を検討する。
- ・虐待などのために児童養護施設に入所中の子の中には、特別養子縁組を成立させて家庭において養育することが適切なものが少なくないとの指摘を受けて、特別養子制度をより利用しやすいものとするために、特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を更に推進するため、支援の拡充を図る。

④ 自立に向けた支援の強化

- ・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。特に、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

令和2年度 児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

これを踏まえた、令和2年度予算案の主な内容は以下のとおり。

○ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進
(令和2年度予算案) 1,754億円 (1,698億円)
 ※臨時・特別の措置 38億円 (60億円) を含む。

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

◇児童虐待・DV対策等総合支援事業	183億円 (169億円)
◇児童入所施設措置費等	1,355億円 (1,317億円)
◇次世代育成支援対策施設整備交付金	144億円 (157億円)
◇妊娠・出産包括支援事業	48億円 (38億円)
◇産婦健康診査事業	18億円 (13億円)
◇児童相談体制整備事業費	3億円 (2億円)
◇里親養育包括支援（ワーキング）職員研修事業	0.3億円 (0.3億円)
◇養子縁組民間あつせん機関職員研修事業	0.2億円 (0.2億円)
◇里親制度等広報啓発事業	0.8億円 (0.7億円)
◇児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費	0.8億円 (—)
◇社会的養護出身者ネットワーク形成事業	0.1億円 (—)

※上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

児童相談所や市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童虐待に係る相談対応件数（は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約5割（平成29年度）であることを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遙減する。また、児童虐待の発生予防に向け、体罰の禁止等について啓発活動を通し、社会的認知度を高める。）

（1）子ども之權利擁護

① 児童虐待防止対策推進広報啓発事業【新規】

児童虐待の根絶に向けたのは、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。体罰の禁止や体罰等によらない子育てについての社会的認知度を高め、もつて児童虐待防止対策の推進に寄与するため、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

② 児童虐待防止のための広報啓発事業

自治体における児童虐待の通告先の周知や意識啓発等の広報啓発を行う取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
【児童虐待・DV対策推進広報啓発事業委託費：0.8億円】

【補助基準額（案）】1自治体当たり 13,483千円
【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

③ 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子ども権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が開与した子どもとの意見表明を受け止める体制の構築を図るために係る実証モデル事業に係る補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
【補助基準額（案）】1自治体当たり 8,175千円
【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市
【補助率】定額（国：10／10相当）

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開等

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）
退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健診査事を推進するほか、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図るために、市町村同士での共同実施を推進するための経費の補助や、産後ケア事業を実施する施設の補助を創設する。

【妊娠・出産包括支援事業：48億円】
【産婦健診査事業：18億円】

② 乳児院等多機能化推進事業【拡充】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○産前・産後母子支援事業

【補助基準額（案）】

・支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,157千円
・看護師の配置等	1か所当たり	4,968千円
・補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,092千円加算
・改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円
・賃借料	1か所当たり	10,000千円「新規」
・一般生活費	1人当たり	1,689円（日額）「新規」

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）
国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

(3) 児童虐待の発生予防・早期発見

① 未就園児等全戸訪問事業【拡充】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域どつながらりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）等の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問する取組を支援するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

訪問回数×6千円 ※年2回目以降の訪問も補助対象 «拡充»

事務職員雇上費

1日当たり7,000円×事務職員数

※複数名の雇用とも可能

民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

② 乳児家庭全戸訪問事業（内閣府予算）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】

③ 養育支援訪問事業（内閣府予算）

養育支援力特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する
【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】

④ 子育て支援訪問事業【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】 1家庭あたり 8千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

- ⑤ **子育て短期支援事業（ショートストイ・トワイライトステイ）の実施（内閣府予算）【拡充】**
保護者の他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。なお、低所得者世帯、ひとり親家庭、保護者が障害を有する家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる世帯に対し、優先的な利用を進め、その利用料の減免を実施する場合の補助単価の加算を創設する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】

⑥ 児童相談所体制整備事業【拡充】

虐待対応件数の増加等を踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられるよう対応協力員の配置を推進するため、補助を拡充するとともに、子育てに悩みを抱える者や子どもからのお相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談窓口を開設・運用の取組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. スーノーバイズ・権利擁護機能強化事業 | 511千円 |
| 2. 市町村との連携強化事業 | 4,212千円 ※東日本大震災被災地特別加算 |
| 3. 24時間・365日体制強化事業 | 4,565千円 |
| 4. 医療連携支援コーディネーター配置事業 | 5,110千円 |
| 5. SNS等相談事業 | 12,775千円 |
- ※「**扩充**」
- | | |
|-----------------------|----------|
| ・ 365日体制強化事業 | 2,600千円 |
| 4. 医療連携支援コーディネーター配置事業 | 4,436千円 |
| 5. SNS等相談事業 | 38,679千円 |
- ※同一機関においてDV相談も併せて行う場合：28,979千円を加算

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上等を図る。

(1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の推進

2018年7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び2018年12月に策定した児童虐待防止対策を抜本的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置などに取り組む。
※ 新プランの2年度目(2020年度)においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。(地方財政措置を拡充)

(2) 一時保護所の環境改善を含む児童相談所の抜本的な体制強化等

① 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所及び市町村において児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るために、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】横浜市965,983千円、明石市119,149千円«拡充»

【実施主体】横浜市、明石市 【補助率】 定額（10/10相当）

② 法的対応機能強化事業【拡充】

児童相談所において、常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】1児童相談所当たり7,822千円（1名分）→7,822千円（1名分）+ 加算7,822千円（1名分）«拡充»
※常勤的職員の配置又は常勤職員の配置を行う場合（実施しない場合7,822千円）

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

③ 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司において計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士の配置又は準備する措置の促進及び更新する体制確保のために、児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

【補助基準額（案）】 基本分4,182千円、※複数の職種に係る採用活動を行つ場合3,528千円を加算«拡充»

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

④ 児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

児童相談所における医師及び保健師の配置だけではなく、小兒科医、精神科医、法医学など事業に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るために、自治体が行う医療機関従事者向けの研修について、補助を拡充する。

【補助基準額（案）】 【補助基準額】（1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり）

- ・児童福祉司任用前講習会等 3,108千円（児童福祉司任用前講習会の場合）
- ・児童福祉司任用後研修 3,108千円
- ・児童福祉司スーパーバイザー研修 2,306千円（自主開催の場合）
- ・要保護児童対策調整機関調整担当者研修 3,008千円
- ・児童相談所長研修 2,306千円（自主開催の場合）
- ・虐待対応関係機関専門性強化事業 308千円（協力体制の整備の場合）
- ・児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 1,511千円（研修実施費用）
- ・医療機関従事者研修 1,830千円«拡充»
- ・研修専任コーディネーターの配置 5,002千円 等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、指定都市、中核市、中核市、特別区

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、中核市、中核市、特別区1/2

⑤ 医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療力が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助を拡充する。

【補助基準額（案）】 1自治体あたり7,842千円«拡充»

【実施主体】 都道府県、市町村 ※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を行う自治体の場合（実施しない場合748千円）

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ⑥ **児童相談所児童福祉司等の処遇改善**
精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所児童福祉司等について、処遇改善を図る。

- ⑦ **一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援の拡充**【拡充】
一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助及び職員体制を拡本的に強化する。あわせて、一時保護所職員の処遇が改善を図る。
- 【児童入所施設設置費等】：1,355億円の内数
【次世代育成支援対策施設整備交付金】：144億円の内数
【児童虐待・DV対策等総合支援事業】：183億円の内数

○児童入所施設設置費等（詳細は、P65～）

- ・ 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1【改善案】最大2：1
- ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化（利用児童数に応じた職員配置加算の創設）
- ・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応強化（利用児童の規模に応じて 調理員を加配することともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置）

○次世代育成支援対策施設整備交付金
【補助基準額（案）】定員1人あたり6,189点【拡充】

※個別対応加算Ⅲ 1,350点【新規】※心理療法室整備加算 16,790点【新規】

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】 定額補助（1／2相当）※自治体負担分についても地方交付税措置を拡充

○賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業

【補助基準額（案）】21,900千円【拡充】※改修中の賃借料10,000千円【新規】

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1／2、都道府県、指定都市、中核市、特別区1／2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進事業【拡充】

①

中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用に係る補助（中核市・特別区等に対する補助）について、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】 1 自治体当たり①2,172千円 ②10,259千円「拡充」 ③6,839千円

【実施主体】①②中核市、施行時特例市、特別区 ③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】①②国1/2、中核市、施行時特例市、特別区1/2 ③国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

(2) 一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を拡充する。また、児童相談所において、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族への対応やトラブル対応などに対応に適切に対応するため、「一時保護所」だけではなく「児童相談所」に配置した場合についても補助対象となるよう、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

・ 学習指導協力員以外の者児童相談所1ヶ所当たり 2,725千円×実施事業数「拡充」

・ 学習指導協力員（1名分）児童相談所1ヶ所当たり 4,153千円

・ 学習指導協力員（2名分）児童相談所1ヶ所当たり 2,725千円×配置人数「拡充」

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

(3) 市町村における取組の充実

①

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」の機能の拡充を図り、児童委員・民生委員への研修や地域と連携した児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動について、要支援児童の居場所づくり等の取組を推進するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

【補助基準額（案）】

- ・基礎単価（直営 1か所当たり）
小規模 A型 3,729千円
小規模 B型 9,542千円
小規模 C型 15,859千円
中規模型 21,176千円
大規模型 39,302千円
- ・開設準備経費 7,678千円
- ・夜間・土日加算 運営時間に応じて加算
・嘱託弁護士・医師等配置加算 360千円
- ※上乗せ配置単価 1人当たり 2,715千円

- ・研修・広報啓発活動の強化 1力所当たり 872千円「新規」
- ・地域における見守り活動の推進 1力所当たり13,000千円「新規」
- ・通訳業務 1力所当たり 1,560千円「新規」

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

○市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

- 【補助単価（案）】 基本分単価 564千円
加算分単価 宿泊あり 1日当たり13,980円（1人）
宿泊なし 1回当たり 5,500円（1人）

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

○次世代育成支援対策施設整備交付金（子ども家庭総合支援拠点）

- 【補助単価（令和元年度）】 8,330千円（1施設あたり）
【実施主体】 指定都市、児童相談所設置市、市町村
【補助率】国1/2、市町村1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ② **市町村へのスーパーバイザーの配置**
市町村において、児童相談所からの指導措置の委託を受けるケースなども含め、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、スーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（市町村スーパー・バースト事業））

【補助基準額（案）】

- ・児童相談所設置を目指す中核市、施行時特例市、特別区 1市区当たり 2,605千円
- ・その他、一般市町村 1市町村当たり 1,303千円

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

（4）関係機関間の連携強化等

- ① **要保護児童等に関する情報共有システムの構築【拡充】**

児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○虐待防止のための情報共有システム事業

【補助基準額（案）】1自治体当たり40,000千円

【実施主体】都道府県（※）市町村が行うシステム改修等も対象とする。

【補助率】国：1/2、都道府県、市町村：1/2

※上記と併せて、国において全国統一のシステム開発を進める。（8億円（全額国費））

- ② **子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）**

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

③ 保護者指導・カウンセリング強化事業【拡充】

児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携して取り組みが推進されるよう、補助メニューを見直すとともに、児童相談所等職員の保護者支援プログラム資格取得支援に係る費用を支援するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】児童相談所1力所当たり

- ①保護者指導支援員の配置 3,528千円
- ②保護者指導支援力ウンセリング事業 11,707千円
- ③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300千円「新規」

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

④ 児童の安全確認等のための体制強化事業【拡充】

児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進めるなど、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し支援につなげられるよう、子どもにも関わる安全確認を行つに行うことができる体制を確保するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・児童相談所分 1児童相談所当たり 20,008千円「拡充※」

※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合
(実施しない場合は15,006千円)

・市町村分 1市町村当たり 10,004千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ⑤ **要保護児童対策地域協議会の機能強化**
要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等の配置に要する費用を補助する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（要保護児童対策地域協議会機能強化事業））

【補助基準額】
・代替職員 1市町村当たり 68千円
・虐待対応強化支援員 1市町村当たり 2,605千円
【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村
【補助率】国1/2、市町村1/2

- ⑥ **評価・検証委員会設置促進事業**
外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を都道府県等に設置する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】1自治体当たり 934千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村1/2

- ⑦ **官・民連携強化事業**
官・民連携による効率的な運営を図るため、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等に係る費用の補助等を行う。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】民間団体委託推進事業 3,202千円
民間団体活動推進事業 1,140千円

民間団体育成事業 1,253千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3. 虞待を受けた子どもへの支援

平成28年度改正児童福祉法の理念のもと、子どもが最善の利益の実現に向け、家庭養育の推進に向けた支援の拡充、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、施設退所後の自立支援の強化を図る。

(1) 里親の開拓及び里親支援の拡充

① 里親手当の拡充等【拡充】

2人目以降の里親手当の拡充を図る等、里親家庭への支援の充実を図る。（詳細はP65～）
【児童入所施設措置費等：1,355/億円】

② 里親養育包括支援（フォースタлинг）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るために、フォースタлинг機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するため、補助を拡充する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183/億円の内数】

○里親養育包括支援（フォースタлинг）事業

【補助基準額（案）】	1か所当たり	5,826千円	1か所当たり	6,433千円
① 総括責任者加算	1か所当たり	1,996千円	1か所当たり	1,092千円加算
② 里親制度等普及・促進・里親リクルート事業	1自治体当たり	1,331千円	1か所当たり	2,836千円加算
都道府県等が実施する場合	1か所当たり	5,693千円加算	1か所当たり	3,890千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり		1か所当たり	9,692千円
里親リクルーター配置加算	1か所当たり			
新規里親登録件数				
15件以上25件未満	1か所当たり	1,272千円加算	20人以上40人未満	2,283千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,816千円加算	40人以上60人未満	4,216千円加算
35件以上	1か所当たり	2,360千円加算	60人以上80人未満	7,606千円加算
③ 里親研修・トレーニング等事業			80人以上	10,267千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,740千円	心理訪問支援員配置加算（常勤）	5,055千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	5,160千円	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1,552千円加算
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,388千円加算	面会交流支援加算	2,195千円加算
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算	夜間・土日相談対応強化加算	
研修代替要員費	1人当たり	38千円	24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1力所当たり 6,067千円加算《拡充》
			上記以外	1力所当たり 2,855千円加算
⑥ 共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり			3,749千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市區
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市區1/2

3. 虞待を受けた子どもへの支援

③ 里親への委託前養育等支援事業 【新規】

子どもと里親の交流や関係調整を十分に行つた上で里親委託が行うことができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】	生活費等支援 研修受講支援	5,180円（日額） 3,490円（日額）
【実施主体】	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	
【補助率】	国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2	

④ 里親養育包括支援（フォースタリング）職員研修事業

包括的な里親養育支援体制の構築に向け、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォースタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

【里親養育包括支援（フォースタリング）職員研修事業：33,228千円】

【実施主体】法人（公募により選定）	【補助率】定額（10/10相当）
-------------------	------------------

⑤ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図るよう、補助を拡充する。

【里親制度等広報啓発事業：80,803千円】

○里親制度等広報啓発事業	【実施主体】法人（公募により選定）	【補助率】定額（10/10相当）
--------------	-------------------	------------------

3. 虐待を受けた子どもへの支援

(2) 特別養子縁組制度等の利用促進

(1) 養子縁組民間あつせん機関助成事業【拡充】

養子候補者の増加や高年齢児への支援に対するための体制を構築するモデル事業への補助の新規計上など、
養親希望者への支援等にモニターリングに取り組む養子縁組民間あつせん機関に対する支援の拡充を図るなど、特別養
子縁組を推進する。

○養子縁組民間あつせん機関助成事業

【補助基準額（案）】

- ① 養子縁組民間あつせん機関基本助成事業

 - ・養子縁組民間あつせん機関等職員研修参加促進事業
 - ・第三者評価受審促進事業

受講者 1人当たり	54千円
1か所当たり	300千円

- ② 養子縁組民間あつせん機関支援体制構築等モデル事業

 - ・養親希望者等支援モデル事業
 - ・障害児等支援モデル事業
 - ・心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
 - ・特定妊婦への支援体制構築モデル事業
 - ・高年齢児のための支援体制構築モデル事業
 - ・資質向上モデル事業

1か所当たり	4,572千円
1か所当たり	3,007千円
1か所当たり	6,127千円
1か所当たり	6,293千円
1か所当たり	3,354千円「新規」
1か所当たり	1,100千円「新規」

- ③ 養親希望者手数料負担軽減事業

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

(2) 養子縁組民間あつせん機関職員研修事業

特別養子縁組に係る民間あつせん機関において養子縁組あつせんの業務に従事する者には、実父母と養子縁組
希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あつせん機関の職員等が
受講する研修事業を実施する。

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（10/10相当）

3. 虐待を受けた子どもへの支援

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等

① 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化の更なる推進【拡充】

一定の要件を満たす施設について、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）の養育体制を充実する。（詳細はP65～）

② 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保等の人材確保のため、また、施設内における暴力、性暴力等への対応、外国人の子どもへの対応や夜勤業務への対応などそのため、補助者を配置するための費用を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】 指導員等を目指す者の配置 1人当たり3,958千円 補助職員の配置 1か所当たり3,958千円《新規》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

③ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

できる限り良好な家庭的環境で子どもが養育されることが出来るよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要となる費用の補助を創設する。

【補助基準額（案）】（いざれも1か所当たり）

・児童養護施設等の環境改善事業 8,000千円

※里親、児童家庭支援センター及び母子家庭等就業・自立支援センター分は1,000千円

※児童家庭支援センター開設支援事業は3,000千円

※地域子育て支援拠点の環境改善事業 8,000千円

・児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 8,000千円

・地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園を賃借物件を活用し設置する際の改修期間中の賃借料10,000千円《新規》

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ※事業により一部異なる

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

3. 虞待を受けた子どもへの支援

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等

④ 乳児院等多機能化推進事業【拡充】

乳児院等における育児指導機能の強化、医療機関との連携強化や特定妊婦等への支援を行うなど、多機能化等に向けた取組を推進する。（一部再掲）
【児童】虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ① 育児指導機能強化事業
- ② 医療機関等連携強化事業

- ・ 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
1か所当たり 4,944千円
- ・ 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合
1か所当たり 1,927千円
- ・ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合
1か所当たり 2,096千円
- ・ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合
1か所当たり 4,962千円
- ・ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合
1か所当たり 6,306千円
- ③ 産前・産後母子支援事業（再掲）
 - ・ 支援コーディネーターの配置等
1か所当たり 7,157千円
 - ・ 看護師の配置等
1か所当たり 4,968千円
 - ・ 補助職員を配置する場合
1か所当たり 1,092千円加算
 - ・ 改修費・備品費等
1か所当たり 8,000千円
 - ・ 賃借料
1力所当たり 10,000千円 «新規»
 - ・ 一般生活費
1人当たり 1,689円（日額） «新規»
- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村
- 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

3. 虐待を受けた子どもへの支援

⑤ 児童家庭支援センター運営等事業

虐待や非行等、子どもとの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他の相談に応じ、必要な助言を行う、また、児童相談所からの委託を受け、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う児童家庭支援センターの運営等に係る費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童家庭支援センター運営等事業 【補助基準額（案）】

①児童家庭支援センター運営事業

事務費	常勤心理職配置の場合	1か所当たり	11,660千円
	非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	7,769千円
事業費	件数区分に応じて	1か所当たり	353千円～6,615千円
初度調査料		1か所当たり	400千円
②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業		1か所当たり	1,069千円
③指導委託促進事業		1件当たり（月）	107千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

⑥ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めようとして、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用などを児童養護施設等の職員向けの研修にかかる費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 【補助基準額（案）】

①短期研修	宿泊あり 1人当たり	133,000円	宿泊なし 1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,052,000円	
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円	
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円	
	受入施設（実習生受入）	1回当たり	86,200円	
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円	
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,499,000円	

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3. 虐待を受けた子どもへの支援

(4) 自立に向けた支援の強化

① 自立支援担当職員の配置 【新規】

児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。（詳細はP65～）
【児童入所施設措置費等：1,355億円】

② 社会的養護自立支援事業等の充実 【拡充】

子どもが自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築し、また、児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を常設するためには必要となる経費の補助を創設する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○社会的養護自立支援事業等 【補助基準額】

- ①社会的養護自立支援事業
- ・支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,181千円
 - ・居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設383千円等
 - ・生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしている者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等
 - ・生活相談支援 費 金 1か所当たり 常勤2名以上配置10,111千円、左記以外6,875千円
 - ・事務費 1か所当たり 対象者が気軽に集まる場を常設する場合 4,785千円«拡充»、左記以外2,165千円
 - ・就労相談支援 1チーム当たり 5,735千円
 - ・特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
 - ・補習費 1人当たり月額20,000円
 - ・補習費特別分 1人当たり月額25,000円
- 就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- 大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ②身元保証人確保対策事業
- ・就職時の身元保証 年間保険料10,560円
 - ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
 - ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円
- 【実施主体】 ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市
②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村
- 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

3. 虐待を受けた子どもへの支援

(前ページからの続き)

○就学者自立生活援助事業 【補助基準額（案）】

- ①生活費支援 1人当たり月額 11,190円
 - ②特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
 - ③児童用採暖費 1人当たり月額3338円
 - ④就職支援費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
 - ⑤大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
 - ⑥補習費 1人当たり月額20,000円、補習費特別分 1人当たり月額 25,000円
- 【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

③ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業 【新規】

子どもとの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向けて、民間団体において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催するための経費を補助する。

【社会的養護出身者ネットワーク形成事業：12,030千円】

④ 未成年後見人支援事業

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○未成年後見人支援事業 【補助基準額（案）】

- ①未成年後見人の報酬補助事業 年額240千円
- ②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 未成年後見人：5,210円、被後見人：7,240円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

(5) その他

児童入所施設措置費等について、所要の改善を図る。（詳細はP65～）

令和2年度予算案における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力に推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進【新規】

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスター・やインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業【新規・拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費の補助を新規計上

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業等を推進するほか、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図るために、市町村同士での共同実施を推進するための経費の補助や、産後ケア事業を実施する施設の補助を創設

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

児童相談所全国共通ダイヤル（189）運用経費

児童相談所全国共通ダイヤルの運用にあたって必要となる設備の保守等に係る経費を負担

児童相談所体制整備事業【拡充】

①夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、隨時直接応じられる体制を整備するための補助を拡充（24時間・365日体制強化事業）。
②相談者の異なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進（SNS等相談事業）

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品の配布を行うなどの保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を新規計上

子どもの死因究明にかかる体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支授を行った

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国が実施する研修【拡充】

児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、国が主催するブロック単位の研修を開催する事業を拡充（子ども・子育て支援推進調査研究事業）

虐待・思春期問題情報研修センター【拡充】

児童相談所の業務や子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして自治体に派遣する事業を新規計上

法的対応機能強化事業【拡充】

常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等に係る費用の補助を拡充

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司等の増員を図るとともに、弁護士や医師等の配置を促進するための採用活動に係る補助を拡充

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

小児科医、精神科医、法医学者など、事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修に係る補助を拡充

医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけではなく、児童相談所等において医師を配置することができるところとなるよう補助を拡充

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の推進

新プランの2年度目（2020年度）においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。（地方財政措置を拡充）

児童相談所児童福祉司等に係る処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善を図る。（地方財政措置を拡充）

官・民連携強化事業

児童相談所の業務の一部を民間に業務委託する場合の検討・準備にかかる費用等を補助

児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置に係る費用に要する費用を補助する（①児童相談所の業務に対する費用に要する費用を増加する所に対する費用の代償、②児童相談所の業務を拡充する都道府県等に要する費用を増加する所に対する費用の代償）

次世代育成支援施設整備交付金【拡充】

一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化

一時保護所における職員体制の強化【拡充】

一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、職員体制を抜本的に強化するとともに処遇の改善を図る。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支障事業【拡充】

一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保する」とともに、一時保護中の子どもの通園・通学を確保するため、賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置するに要する費用の補助の拡充及び改修中の賃借料に係る賃貸物件による一時保護専用施設改修費支障事業を新規計上

一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護が、子どもたちの子どもの状況に応じて、適切に対応するなどに課題がある場合でも、補助対象となるよう補助対象を拡大する。また、一時保護所の運営にかかる費用の削減を図るために、一時保護所だけではなく、児童虐待に対する対応などを拡充するに通訳等を配置した場合とも補助対象となるよう補助対象を拡大する。

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

民生委員・児童委員などへの研修や地域と連携した児童虐待に関する普及啓発活動の強化、要支援児童の居場所づくりなどを通じた見守りの活動を強化するための補助を拡充

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

DV被害者等が同伴する子どもとの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コールセンター（仮称）」を配置する事業を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもにも、適切に教育を受ける体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を新規計上

同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護支援施設から小・中学校等に安全・安心に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るために、加算要件を緩和（※）
※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上→常時1名以上に緩和

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォースタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るために、フォースタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけられる緊急対応体制を整備

里親への委託前養育等支援事業【新規】

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用の補助を新規計上

里親手当【拡充】

手当額に手費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合の2人目以降の手当額を拡充

里親家庭に対する一時的に子どもを預かる支援の利用促進【拡充】

一時的に子どもを預かる支援（レスパイトケア）について、2歳未満の子どもを預かった場合の補助単価を拡充等

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度や特別養子縁組制度に関する広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

養子縁組民間あつせん機関助成事業【拡充】

養親扶養補助者の増加や高年齢児への支援に対するための体制の構築や、職員の質質向上などにモチーフ的に取り組む養子縁組民間あつせん機関や、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実する支援の拡充を図るとともに、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実

児童虐待に関する情報共有システムの構築【拡充】

児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

保護者指導・カウンセリング強化事業【一部・新規拡充】

児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を新規計上。また、専門医療機関や民間団体と連携した取組が推進されるよう、補助メニューや見直しを行う。

児童の安全確認等のための体制強化事業（都道府県分）【拡充】

子どもに開する安全確認（OBD配置等）を適切に行うことができる体制（児童相談所への警察OB配置等）を確保するための補助を拡充

社会的養護自立支援事業等【拡充】

児童養護施設等の退所者が意見交換等を行う場所を常設するために必要となる経費の補助を新規計上

小規模かつ地域分散化【拡充】

地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を加配した場合の費用を支弁（子ども：職員=6：4から最大6：6に拡充）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要となる費用の補助を新規計上

自立支援担当職員の配置【新規】

児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催するための経費の補助を新規計上

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等1,355億円の内数（拡充）
- ・里親制度等広報啓発事業81百万円（拡充）
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業183億円の内数（拡充）
- ・里親養育包括支援（ファースティング）職員研修事業33百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業（仮称）12百万円（創設）

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後ににおける里親に 対する研修、子どもともと里親への支援による相談・支援を総合的に実施する した里親養育支 手を預かるサービスの利用による負担軽減や子どもを養育するための費用を補助。

- ＜拡充内容＞
・ファースティング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するための費用を補助。
・里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助。
・2人目以降の里親手当の拡充等里親家庭への支援の充実を図る。

II 特別養子縁組の推進

- 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

- ＜拡充内容＞
・比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築するモデル事業の実施。
・民間養子縁組あっせん期間の職員の資質向上を図るためにのモデル事業を実施。
・養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施。

III 施設 設 施

里 子 緣 組

リクルート

- ・広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発

研修・トレーニング

- ・登録前研修、更新研修の実施
- ・委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

マッチング

- ・子どもと里親とのマッチング
- ・自立支援計画の作成

委託後支援

- ・委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談（※2）
- ・定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

※1 一般生活費や交通費等を補助
※2 24時間体制に拡充

機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

＜拡充内容＞

- ・産前・産後母子支援事業について、特定妊娠等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料を補助。
- ・施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務に対応するための補助者を配置するための費用を補助。
- ・里親委託の推進を行っているなど一定の要件を満たす施設について、小規模かつ地域分散化された生活単位の養育体制を充実する。（子ども：職員＝6：4→最大6：6）

IV 自立支援の充実

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

- ＜拡充内容＞
・児童養護施設等の退所者が常設する場合に必要な経費を補助。
・児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。

自立 支援

児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費【新規】

【令和2年度予算案】0.8億円

【事業内容】

198回通常国会において「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止が法定化され、さらに、衆議院及び参議院の附帯決議において、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めることが定められた。これまで、児童虐待の発生後の対応として、児童相談所や市町村の体制強化等の対策を実施してきたところであるが、児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民一人一人が「しつけのための体罰」を行わない子育てを行っていく必要がある。このため、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、体罰の禁止や体罰による子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与することを目的とする。

(広報啓発内容)

- i ポスター・リーフレットの作成・配布
- ii インターネットを活用した普及啓発
- iii 新聞広告を活用した普及啓発
- iv テレビスポットCM製作

【参考】

- 衆議院 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）
 - 一 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成することと、その際、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知し、支援すること。
 - 二 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成することと、その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。（後略）
- 参議院 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）
 - 一 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成することと、その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。

乳 呪 院 等 多 機 能 化 推 進 事 業 [拡 充]

1. 事業内容

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どものが発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③産前・産後母子支援事業《拡充》

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。
・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等

〔拡充内容〕

・ 妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料の補助を創設する。

2. 対象施主

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

4. 補助基準額

①育児指導機能強化事業	4,944千円	③産前・産後母子支援事業	4,944千円
②医療機関等連携強化事業		i 支援コーディネーターの配置等	1か所当たり 7,157千円
i 連絡調整を行う職員	1,927千円	ii 看護師の配置等	1か所当たり 4,968千円
ii 連絡調整を担う職員が看護職員であつて、直接支援も実施する場合	2,096千円	iii 补助職員を配置する場合	1か所当たり 1,092千円加算
ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	4,962千円	iv 改修費・備品費等	1か所当たり 8,000千円
イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	6,306千円	v 賃借料	1か所当たり 10,000千円《新規》
ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合		v 一般生活費	1人当たり日額 1,689円《新規》

産前・産後母子支援事業の実施イメージ

事業目的

- 特定妊婦等へ支援体制を強化するため、母子生活支援施設や産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。
- コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
 - 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等

事業イメージ(医療機関で実施する場合)

<連携機関>

- ・児童相談所
- ・市役所
- ・乳児院
- ・母子生活支援施設
- ・法テラス
※法的事案の相談支援
- ・保育園
※保育及び乳幼児の養育相談等

(妊娠期)

<医療機関等(産前・産後母子支援事業)>

- コーディネーターを配置し、相談窓口の設置
- ・電話、メール、通所等による相談支援の実施
- ・支援計画の作成
- ・必要な支援の検討、支援を受けられるよう調整等
- 看護師による専門的は支援
- ・一時保護委託を受けることで緊急的な住まいを提供
- ・日常生活上の援助等

特定妊婦等



<拡充内容>

- ・満床等の理由により、医療機関等で受けができない場合に、近隣の空き住宅等を確保するための賃借料補助を創設
- ・特定妊婦について(は、就労も困難であり、経済的支援を必要とする場合が多いため、受入れ日数に応じて一般生活費を補助)

(出産後、母親による養育が可能な場合)



<在宅支援>

- ・引き続き、産前・産後母子支援事業による相談支援や、ショートステイ事業、養育支援訪問事業などにより、母親による養育を支援

(出産後、母親による養育が困難な場合)

- ・親による養育が困難な場合、里親委託やファミリーホーム等への入所
- ・母子生活支援施設への入所



<児童福祉施設等への入所>

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

令和2年度予算案183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【目的】 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、事業を拡充し、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問する取組を支援するとともに、自治体の事務処理体制を強化する。

(※) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

・未就園で福祉サービスを利用するといい子どもに、地域の自分が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。

(※) 令和元年度予算において事業を創設

【拡充内容】

- ・未就園児等に対する継続的な訪問に対して支援を行うため、補助を拡充（年2回目以降の訪問も補助対象に拡大）
- ・訪問対象家庭等のリストアップ等を行う自治体の事務職員に対する補助を拡充（1自治体当たり1名分→2名以上）

【実施主体】市町村

【補助基準額（案）】

- ・訪問家庭数1件当たり 6,000円 → 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 (※) 訪問は委託することも可能
- ・事務職員雇上費 1日当たり6,790円 → 1日当たり7,000円 × 事務職員数（複数名の雇上げが可能）

【補助率】 国：1／2、市町村：1／2

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

令和2年度予算案183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 2020年度予算において、支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組を支援する事業を創設する。

(※) 児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する閣僚会議決定）

- ・保護者が訪問支援（乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等）に拒否的である場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、保護者が支援を受けやすくなる取組を進める。国においては、こうした取組を行う市町村を支援する。

実施主体

市町村（特別区含む）

補助率

国：1／2、市町村：1／2

補助基準額（案）

1 家庭当たり8千円

(※) 補助対象は、育児用品の購入費用とする。訪問に要する人件費等は、養育支援訪問事業等で補助を行うため、本事業の対象外。

子育て短期支援事業【拡充】

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

目的・概要

保護者の他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、これらの子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育園、ファミリーホーム等で一定期間、養育・保護を行う短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもとの養育が一時的に困難となつた場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となつた場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施か所数	711か所	745か所	773か所

実施体制・実施方法

- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。
- 児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間にについて、職員による児童への付き添いを実施する。

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（令和元年度）】
1運営費

- (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業
ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円) «拡充»
イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円) «拡充»
ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円 (600円) «拡充»
エ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

- (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円) «拡充»
(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円) «拡充»
イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円) «拡充»

*（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

児童相談所体制整備事業（24時間・365日体制強化事業）【拡充】

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、虐待通告への対応を迅速にできるようになるとともに、相談等にきめ細かく対応できるようとしている。
 - 児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）
 - ② 児童虐待の発生予防・早期発見
 - ④ 相談窓口の周知・徹底
- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、運用改善等による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めることが明記されたことから、189の無料化を進めるとともに、通告・相談を受ける児童相談所側の体制整備を図る必要がある。
 - 児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- (衆議院)二十四 児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。
 - (参議院)二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めるここと。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する応対者の育成・確保に努めること。

拡充内容

- ・ 夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活用経験の児童相談所OBの配置を行ふ又は法人等に委託を行う際の補助を行っている。
- ・ 令和元年度中に189の無料化及び相談専用ダイヤルの開設を予定しており、無料化等がなされた後に相談件数の増が見込まれることから、児童相談所における体制拡充のために、補助の拡充を行う。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】時間外受付を22時まで実施した場合 1児童相談所当たり 4,956.5千円 → 5,110千円
時間外受付を22時以降まで実施した場合 1児童相談所当たり 9,913千円 → 12,775千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）【拡充】

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、虐待通告への対応を迅速にできるようになるとともに、相談等にきめ細かく対応できるようとしている。
 - 〔児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）
 - ② 児童虐待の発生予防・早期発見
 - ④ 相談窓口の周知・徹底
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようになるとともに、相談等にきめ細かく対応できるようとする。
- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、運用改善等による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めることとともに、通告・相談を受ける児童相談所を活用した相談窓口の開設を進めたことから、189の無料化を進めるとともに、運用改善による通告者及び相談者側の体制整備を図る必要がある。
 - 〔児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）二十四 児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。〕
 - 〔参議院〕二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル一八九（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する応対者の育成・確保に努めること。〕

拡充内容

- ・ 令和元年予算において、現代の若者は電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとしていることから、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談に対して、多くの方が利用するSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設したことであるが、相談者の異なる利便性の向上を図るために、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進するため、箇所数の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助基準額（案）】1自治体当たり38,132千円 → 38,679千円
※同一機関においてDV相談も併せて行う場合の加算：28,979千円

【積算箇所数（案）】3ヶ所 → 10ヶ所
【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

市町村・児童相談所へのアドバイザーの派遣について (虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】)

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

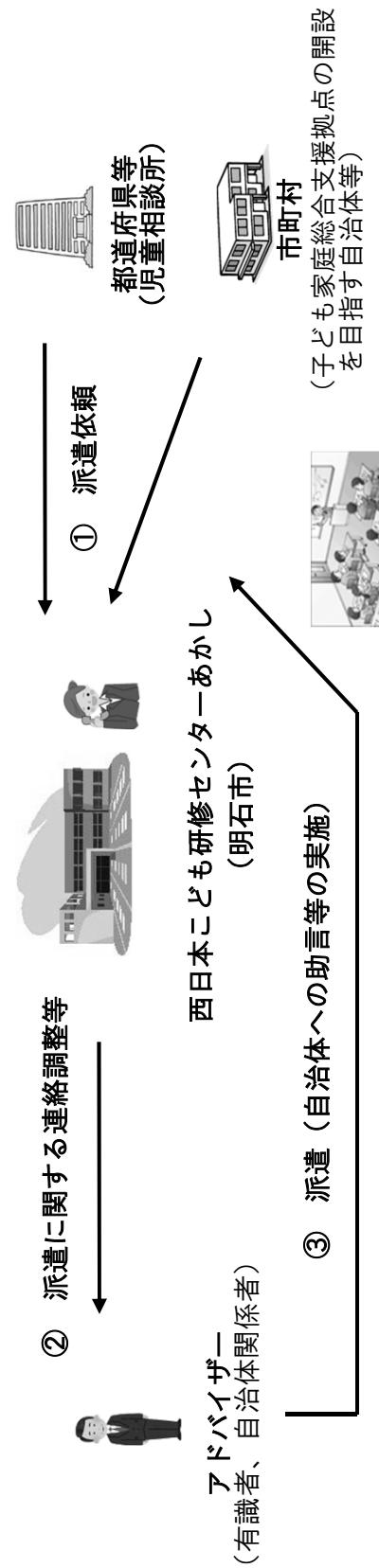
【目的】

・児童相談所及び市町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして、各自治体に派遣する事業を予算化し、「西日本こども研修センターあかし」が自治体へのアドバイザー派遣に関する事務を担うことができるよう、事業を拡充する。

【実施主体】 西日本こども研修センターあかし（明石市）

【補助基準額（案）】 119,149千円（拡充） （※）研修事業を含めた西日本こども研修センターあかしへの補助基準額（上限額）

【補助率】 定額（国：10/10相当）



法的対応機能強化事業【拡充】

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図ることとしている。
- 〔児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）〕
- 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- (1) 児童相談所の体制強化
- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
- ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
 - ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

- また、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」においても、「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で、適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」としております。
- 〔児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律
児童福祉法第12条 略
④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。〕

拡充内容

- ・ 児童相談所において、法的な知見を踏まえた対応ができるることは重要であることから、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」において、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととした。
- ・ 今後更なる弁護士の配置を促進し、常時必要な法的助言を受けることができる体制確保のために補助を拡充する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1児童相談所当たり 7,822千円（1名分） → 7,822千円（1名分） + 加算7,822千円（1名分）

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向け取組を行う場合（実施しない場合7,822千円）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

概要

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充、児童福祉司、児童心理司、保健師等について計画的に人材確保のため、採用活動に関する支援の拡充を図ることとしている。
〔児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）〕
 - 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
 - (1) 児童相談所の体制強化
 - (2) 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
 - ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
 - ・児童相談所に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体
 - ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。
 - ・新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充
 - ⑥ 制整備が図られるような支援を行う。
- 新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。
- また、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」においても、「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で、適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」としており、弁護士配置を促進する必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律

児童福祉法第12条 略

- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることとその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

拡充内容

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」及び第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」を踏まえ、今後更なる弁護士の配置又は準ずる措置を促進及び更なる体制確保のため、児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。なお、加算については、2年間限定で行う。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】1自治体当たり 4,182千円（児童福祉司の採用活動分）

+ 3,528千円（児童福祉司以外の専門職採用活動分）

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）

【拡充】

概要

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化している。
 - 児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）
 - （1）児童相談所の体制強化
 - ③ 児童相談所による医師・保健師の配置の義務化
 - ・医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。
 - また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること及び児童虐待の発見のために医師等の養成に明記されたことから、地方自治体が実施する医師等向けの研修に対しての補助の拡充を行い、連携体制を構築するとともに、研修機会の確保等を図る必要がある。
 - （衆議院）四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分勘案されるようになります。
 - （参議院）四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。
 - （衆議院）四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する意見等が十分に勘案されることはなく、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

拡充内容

- ・ 医師等の医療従事者は、児童虐待の発見のために必要な知識・技術を有しており、日常的に連携を図る必要があることから、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」において、児童相談所に医師及び保健師を配置することとした。
- ・ 児童相談所における医師及び保健師の配置だけではなく、小児科医、精神科医、歯科医師、法医学者など事業に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るために、自治体が行う医療機関従事者向けの研修について、補助の拡充を行う。

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 555千円 → 1,830千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、特別区：1/2

医療的機能強化等事業（医療的機能強化事業）【拡充】

概要

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、日常的に医師とともにに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図ることとしている。

〔児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）〕

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

・児童相談所に、医師及び保健師のいざれもの配置を義務化する。

・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともにに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、精神科医、法医学者など事業に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、医師等の医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにおける医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようになることを、児童相談所等内における医学的知見に基づく意見等が十分に勘案される必要がある。

〔児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）〕

四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に対する通告又は児童相談所の対応にして意見等があつた場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分勘案されるようになること。

また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。

（参議院） 四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に対する通告又は児童相談所の対応にして意見等があつた場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようになること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

拡充内容

- ・ 医師等の医療従事者は、児童虐待の発見のために必要な知識・技術を有していることから、日常的に連携を図る必要があることから、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」において、児童相談所に医師及び保健師を配置することとした。
- ・ 児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助の拡充を行う。

【実施主体】都道府県、市町村

【補助基準額（案）】 1 自治体当たり 747千円 → 7,842千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置を行う自治体の場合（実施しない場合748千円）

【補助率】 国：1/2、都道府県、市町村：1/2

一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援策の拡充

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、一時保護所の環境改善・体制強化等に向け、
 - ・ 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める
 - ・ 一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）
(2) 児童相談所の設置促進

- ③一時保護所の環境改善・体制強化
 - ・子どもとの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。
 - ・混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議に用いたための整備費の充実を図る必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(衆議院) 九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。
また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようになるなど、子どもの生活環境の環境改善に努めること。
(参議院) 十 一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学出来るようにするために、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。
に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改定と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

☆児童相談所一時保護所

【整備費関係（次世代育成支援対策施設整備交付金）】

- ① 一時保護所の基礎単価を引き上げ
定員1人あたり 2,700点→6,189点
- ② 個別対応加算Ⅱの創設（個別対応に応じたための整備を行った場合の加算上限を引き上げ）
定員1人あたり 1,350点
- ③ 児童養護施設における「心理療法室整備加算」を一時保護所においても対象とする（創設）。
児童相談所1ヶ所あたり 16,790点（児童養護施設における心理療法室整備加算の交付点数と同じ点数）

☆一時保護専用施設

【整備費関係】

- 賃貸物件による一時保護専用施設を整備する際の補助単価について、一時保護所の整備費単価の拡充に併せて拡充（児童虐待・DV対策等総合支援事業（賃貸物件による一時保護専用施設改修費等支援事業））
- 一時保護専用施設1ヶ所あたり 16,000千円→21,900千円

【賃借料関係】

- 一時保護専用施設の要件を満たすための改修中における賃借料の補助を創設する。
(児童虐待・DV対策等総合支援事業（賃貸物件による一時保護専用施設改修費等支援事業）)
- 1施設あたり 10,000千円

児童相談所設置促進事業【拡充】

概要

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けた支援を抜本的に拡充することとしている。
 - 児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）
 - ③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
 - （2）児童相談所の設置促進
 - ② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進
 - ・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ・具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずることが明記されたことから、児童相談所の設置促進のために十分な支援を講ずる必要がある。
 - 児童虐待防止対策の強化を図るために他の児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
 - （衆議院）十一 中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずること。併せて中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。
 - （参議院）十二、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずるとともに、中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。また、不交付団体に対する支援について検討すること。

拡充内容

- 平成28年の児童福祉法等の一部改正においては、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずる」旨を規定したこと踏まえ、児童相談所設置にかけて支援を行ってきたところであるが、更なる設置促進を図るため、支援策の拡充を図る。

【実施主体】①②中核市、施行時特例市、特別区

③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】	①設置準備対応職員の配置	1自治体当たり	2,172千円（1名分）	→ 10,259千円（3名分）
	②研修等代替職員を配置する場合	1自治体当たり	3,420千円（1名分）	
	③都道府県等代替職員を配置する場合	1自治体当たり	6,839千円（2名分）	
【補助率】	①②国：1/2、中核市、施行時特例市、特別区：1/2			
	③ 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2			

一時保護等機能強化事業【拡充】

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備を促進するとともに、一時保護している子どもが学校等に通園・通学できるよう、必要な支援を行うこととしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

- ③児童相談所の設置促進・体制強化
 - ・混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもが持つ本来の力を回復させるといいう一時保護の機能を果たし、二時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。
 - ・その上で、虐待により一時保護された子どもにもには、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずることと明記されたことから、児童相談所の設置促進のために十分な支援を講ずる必要がある。

（児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- （衆議院）九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

（衆議院）十、一時保護を必要とする子どもが一時保護中に通学できることでも従前の学校に通学できるようになるなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るために、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

拡充内容

- ・ 一時保護は、子どもの安全確保のため、個々の子どもとの状況に応じ、適切に行われることが重要であり、適時適切に対応できるよう補助の拡充を行う。また、児童相談所においても日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族への対応やトラブル対応などに対しても、「一時保護所」だけではなく「児童相談所」に配置した場合も補助対象となるよう、補助要件の拡大を行う。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】	学習指導協力員以外の者	児童相談所1ヶ所当たり	1,635千円×実施事業数	→ 2,725千円×実施事業数
	学習指導協力員（1名分）	児童相談所1ヶ所当たり	4,153千円	
	学習指導協力員（2名分）	児童相談所1ヶ所当たり	1,635千円×配置人数	→ 2,725千円×配置人数
【補助率】	国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

令和2年度予算案 183億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

- ◆ 市町村における相談支援体制の強化として、「児童虐待防止対策体制強化プラン」に基づき、2022年度までに全ての市町村に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が設置されることを目指している。
- ◆ 非常勤職員の人事費等の国庫補助に加え、令和元年度予算より、常勤職員の人事費が地方交付税措置（人口10万人当たり1名分）されている。
- ◆ 児童虐待の発生予防・早期発見につなげるため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を強化し、地域における見守りの活動を推進する取組を支援する。

（※）児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

- ・子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地域における支援体制の構築を進めます。

研修・広報啓発の強化

- ・児童委員・民生委員への研修や地域と連携した児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化する取組等に対して補助を行う。（補助基準額（案）：1か所当たり872千円）

見守り活動の推進

- ・地域における見守りの活動の強化を図るため、要支援児童の居場所づくりなど、各地域における取組に対して補助を行う。（補助基準額（案）：1か所当たり13,000千円）

（※）上記のほか、外国人家庭への対応のための通訳に関する業務への補助を創設する。（補助基準額（案）：1か所当たり1,560千円）

（※）いざれも「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」の加算として、支援拠点の運営費に上乗せを行う。

【実施主体】市区町村

【補助率】国：1／2、市区町村：1／2

要保護児童等に関する情報共有システムについて

背景・目的

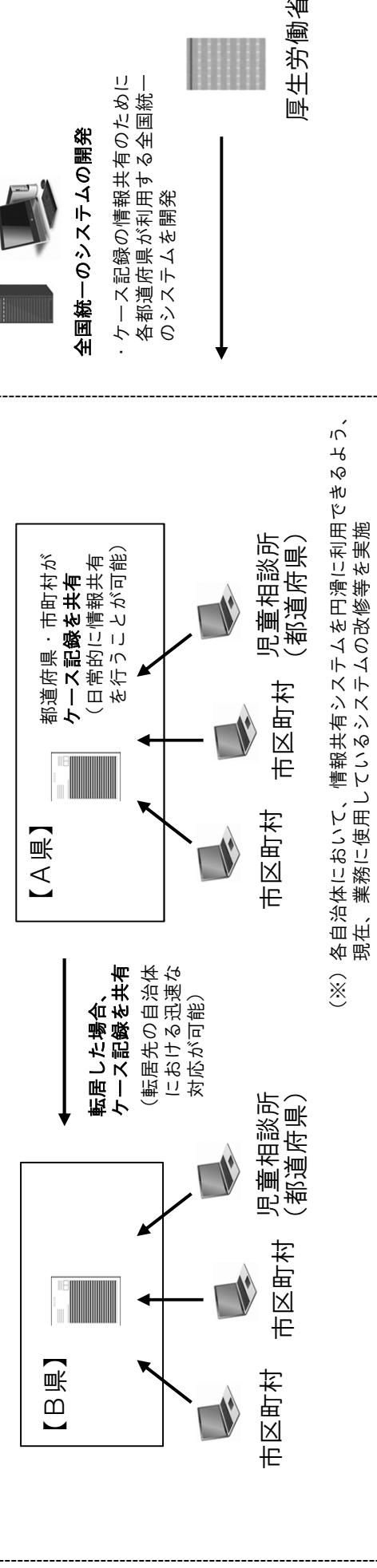
- ・近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・このため、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行いうことが必要となるため、情報システムの構築を進める。

内容

- 全国統一のシステム開発（令和2年度予算案：7.8億円（全額国費））
- 自治体におけるシステム改修費用等の補助（令和2年度予算案：183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業））
【補助基準額】1自治体当たり40,000千円（上限額） 【補助率】国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

事業イメージ

※ LGWAN-ASP（LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を活用して、
自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み）を活用



(※) 各自治体において、情報共有システムを円滑に利用できるよう、
現在、業務に使用しているシステムの改修等を実施

要保護児童等に関する情報共有システムの概要①

【参考資料1】

背景・目的

- ・近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・このため、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、情報システムの構築を進める。
- ・情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進めます。
- ・令和2年度予算案では、全国統一の情報共有システムの開発や自治体におけるシステム改修に必要な費用を計上。

【児童相談所が新たに虐待事案の通告を受けた場合の情報共有・情報収集の例】

従来の対応（一般的な例）

①通告受理

- ・関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・児童相談所における過去の対応歴を確認するとともに、住所地の市町村等における過去の対応歴を電話で確認
- ・通告者が把握している情報以外の情報を収集。必要に応じ、市町村等から電話で聴取。
(例：住所、利用機関(保育所等)・就学状況、家庭の状況 等)

②ケースの進行管理

- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議(2月に1度程度)や電話等により、各ケースの状況変化等を把握するとともに、支援方針を確認

③転出の際の引き継ぎ等

- ・転出先の児童相談所に電話や文書の郵送等により連絡
(緊急性の高い事案は対面で引き継ぎを実施)
- ・児童が行方不明になつた場合、各都道府県の児童相談所にFAXで情報共有を行い、当該児童の情報収集を実施

情報共有システム導入後の対応

- ・関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・過去の対応歴の有無について、情報共有システムで検索
(夜間・休日など、市町村の職員が不在の場合でも把握可能)
- ・情報共有システムに市町村が登録している情報を確認
(例：住所、利用機関(保育所等)・就学状況、家庭の状況 等)

- ・要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより、児童相談所と管内市町村は、それぞれが保有するケース記録を常時、相互閲覧可能
(ケース記録の登録情報が変更された際、システム上で自動的に関係自治体に通知((例)市町村→児童相談所))

- ・情報共有システムにより、ケース記録の情報提供を行い、正確な情報を速やかに伝えることが可能
- ・情報共有システムにおいて、行方不明となつた児童の情報共有や情報収集を実施(電子的な管理により過去の情報等の検索が容易)

要保護児童等に関する情報共有システムの概要②

【参考資料2】

【情報共有システムの機能等】

- ※本システムは、LGWAN—ASPとして開発されるシステムである。
(LGWAN—ASP：LGWAN(自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク)を通して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み)
- ※各機能については、標準設定をしているが、各自治体で設定を変更することが可能。
- ※情報の登録・更新は、電子データの取り込みだけでなく、オンライン入力(システム上で直接入力)が可能。

①ケースの登録・管理等

- 児童記録票の新規登録・更新
 - ・全国共通フォーマットの児童記録票によりケース記録を登録する。ケガの写真等を添付することも可能。
 - ・新規のケース登録や既に登録しているケース記録の更新(情報の追加・変更)が行われた際、自動的に関係自治体に通知される。(関係自治体への通知：児童相談所→住所地の市町村、住所地の市町村→児童相談所)
- 児童記録票の閲覧
 - ・個別のケース記録の閲覧のほか、登録を行ったケースの一覧表を開覧することが可能。
(児童相談所と管内市町村においては、それぞれが保有するケース記録について、夜間・休日も含め、常時、相互に閲覧することが可能)

②自治体間の情報共有(検索・転出転入等)

○検索

- ・過去の対応歴の有無を把握するため、児童や保護者の氏名等により、全国のケース記録の検索が可能。(部分的な情報でも検索可)
- 転出児童の情報提供、転入児童の確認
 - ・登録されているケースが転出した場合、転出先の自治体に対し、ケース記録の情報提供を行う。
 - ・情報提供を受けた転入先の自治体において、確認を行ったケース記録は、転入先の自治体に登録され、当該自治体で更新を行う。
(届出なしで転出した場合、転出先の自治体が検索機能を用いて転出元の自治体を把握し、ケース記録の情報提供を受けることが可能)
- 行方不明児童(CA情報)の情報共有
 - ・児童が行方不明となった場合、全国の児童相談所は、通知元の児童相談所は、確認した児童を確認した児童相談所に情報提供を行う。

③その他

- サーバー
・全ての自治体が利用できる本システム専用の全国共通のサーバーを整備。サーバー内では都道府県ごとの格納領域を区分して情報を管理。
- 操作・閲覧履歴の記録
・システム上で行った操作の履歴や、他の自治体による児童記録票の閲覧の履歴を記録し、確認することが可能。
- 厚生労働省への報告等
・死亡事例検証の対象となる重大事案等について、厚生労働省がケース記録の閲覧を行うことや、毎年、調査を実施している児童相談所の職員体制等について、システム上で自治体が厚生労働省に報告を行うことができる。

要保護児童等に関する情報共有システムにおける閲覧制限について

【参考資料3】

※ 本システムは、各自治体のケース記録（児童記録票）を全国共通のサーバーで一元的に管理するが、全ての自治体が全ての情報を閲覧できる仕組みではなく、閲覧制限を行い、必要な範囲で情報を閲覧をする仕組みとなっている。

○本システムで共有される情報と閲覧制限

他の自治体の情報を閲覧

【児童記録票】

【都道府県内の閲覧機能】 (児童相談所と管内市町村)

・子どもの氏名、性別、生年月日	・子どもの氏名、性別、生年月日
・保護者の氏名	・保護者の氏名
・保護者の勤務先	・保護者の勤務先
・家族の状況 (同居親族と児童との続柄等)	・家族の状況 (同居親族と児童との続柄等)
・保育所等利用状況	・保育所等利用状況
・養育状況	・養育状況
・福祉サービス等利用状況	・福祉サービス等利用状況
・面接結果、調査結果	・面接結果、調査結果
・所見	・所見
・支援方針、経過 等	・支援方針、経過 等

※児童記録票
第1面

検索機能により表示される内容

※各児童の児童記録票を登録した児童相談所や市町村の名称及び連絡先も表示される。

※「住所」は、DV事案において慎重な取扱いが必要となることから、検索機能の中では非表示とする。

【都道府県外の閲覧機能】

・子どもの氏名、性別、生年月日	・子どもの氏名、性別、生年月日
・保護者の氏名	・保護者の氏名
・保護者の勤務先	・保護者の勤務先
・家族の状況 (同居親族と児童との続柄等)	・家族の状況 (同居親族と児童との続柄等)
・保育所等利用状況	・保育所等利用状況
・養育状況	・養育状況
・福祉サービス等利用状況	・福祉サービス等利用状況
・面接結果、調査結果	・面接結果、調査結果
・所見	・所見
・支援方針、経過 等	・支援方針、経過 等

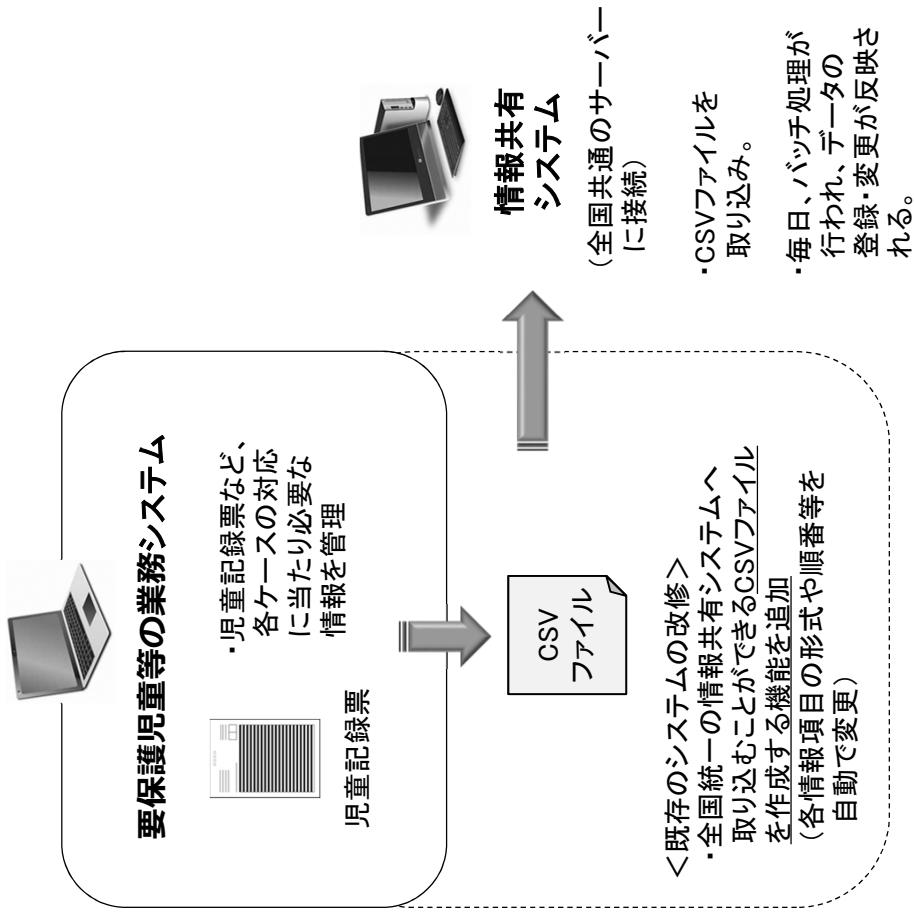
標準設定では、全ての情報を相互閲覧可とした上、任意で閲覧制限の設定が可能

※ 必須入力項目の入力方法は仕様書で提示し、標準化を図る。

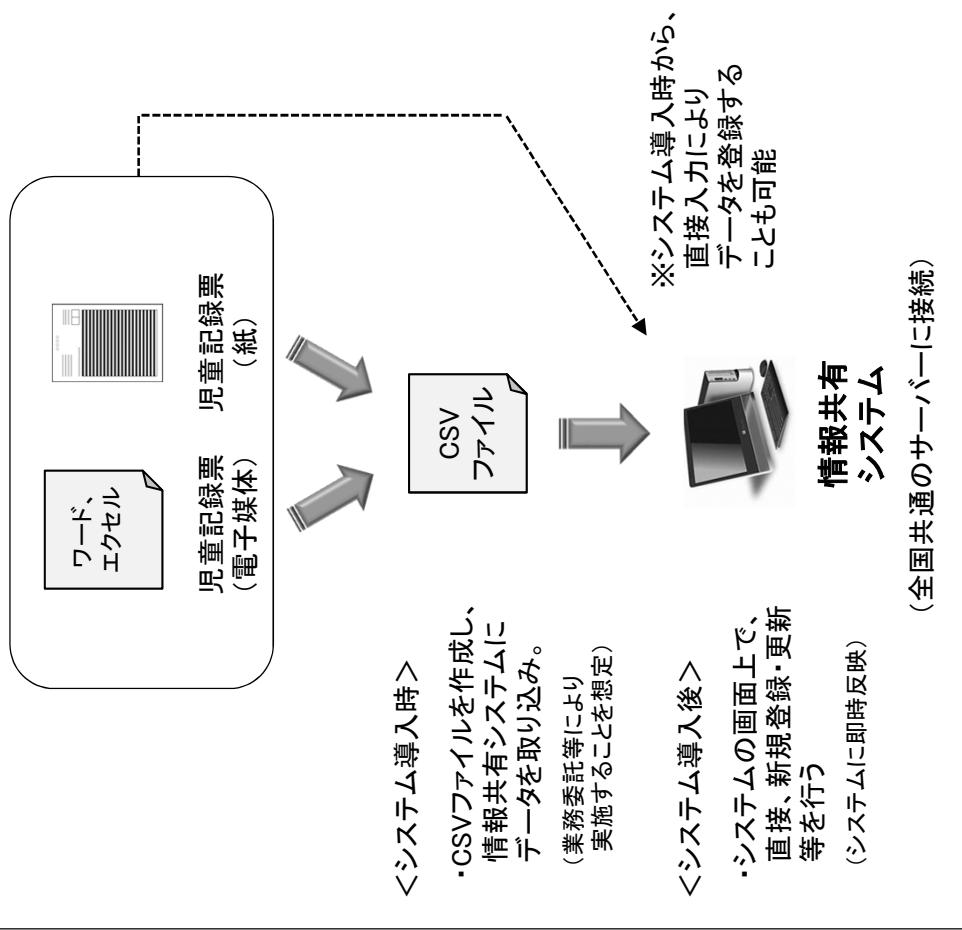
全国統一の情報共有システムの自治体における利用方法について

※ 本システムは、各自治体のケース記録(児童記録票)に関するデータベースとしての機能を有するものであることから、現在、各自治体で保有しているケース記録を本システムに登録することが必要。ケース記録の登録については、下記のとおり、既存のシステムを使用する場合とそれ以外の場合の2通りの方法がある。

【既存のシステムを使用する場合】



【ワード・エクセル等での管理から情報共有システムによる管理に切り替える場合】



保護者指導・カウンセリング強化事業【拡充】

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充することとしている。また、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組むこととしている。
- 〔児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）〕
- ③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- （7）関係機関間の連携強化等
- ④ 保護者支援プログラムの推進
- ・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること及び児童虐待の発見のために医師等の養成に努めるここと明記されたことから、地方自治体が実施する医師等向けの研修に対しての補助の拡充を行い、連携体制を構築するとともに、研修機会の確保等を図る必要がある。
- 〔児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）〕
- （衆議院）十六 噴霧の再発を防止するため、加害者である保護者への支援プログラムについて、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、プログラムの実施を推進すること。
- （参議院）十八 児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行つてしまつた保護者への支援プログラムについて、既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、保護者の抱える複合的な問題に寄り添つた継続的な支援を実施することを念頭に、個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの開発及び実施を推進すること。

拡充内容

- 児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携して取り組みが推進されるよう、補助メニューを見直すとともに、児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援に係る補助を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】1児童相談所当たり

①保護者指導支援カウンセリング事業 カウンセリング等を実施する場合（措置解除後を除く。）	887,000円	3,528,000円
措置解除後にカウンセリング等を実施する場合	887,000円	11,707,000円
保護者指導支援員を配置する場合	2,641,000円	300,000円
②家族療法事業	1,968,000円	統合
③ファミリーグループカウンセラント事業	3,609,000円	創設
④宿泊型事業	4,355,000円	

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童の安全確認等のための体制強化事業（都道府県分）【拡充】

概要

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進めるとともに、必要な財政支援の拡充を図ることとしている。

（児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

- 3児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- （7）関係機関間の連携強化等
- ⑦児童相談所と警察の連携強化
 - ・児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進めること。このために必要な財政支援等の拡充を図ることとともに、警察における知識経験を活かした威圧的、暴力的な保護者への対応や警察との連携に役割を果たせるよう配置等に関する活用方策をまとめ周知すること。
- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、子どもにも関する安全確認を定期的に実施することが明記されたことから、児童相談所における安全確認を行うための体制を図る必要がある。
- 児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- （衆議院）二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。
（参議院）三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。
あわせて、乳幼児健診、就学時健診、学校健診及び保育園健診の充実を検討するとともに、乳幼児・子どもの健診等の機会を活用して保護者、とりわけ母親に対する相談・支援の拡充について検討し、必要な施策を講ずること。

拡充内容

- ・令和元年7月に全国の児童相談所長を緊急召集し、子どもとの安全確認について徹底を図り、その点検を行うことの徹底を図ったところ。
- ・虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制を確保するため、補助の拡充を行う。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】1児童相談所当たり 13,851千円（3名分）
→ 20,008千円（4名分）

※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合（実施しない場合15,006千円）
【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

里親養育包括支援（フォオスタリング）事業【拡充】

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託解除後のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施することとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォオスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どももや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業《拡充》

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

【拡充内容】

・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォオスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつける緊急対応体制を整備する。

⑤共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市）（民間団体等に委託して実施することも可）

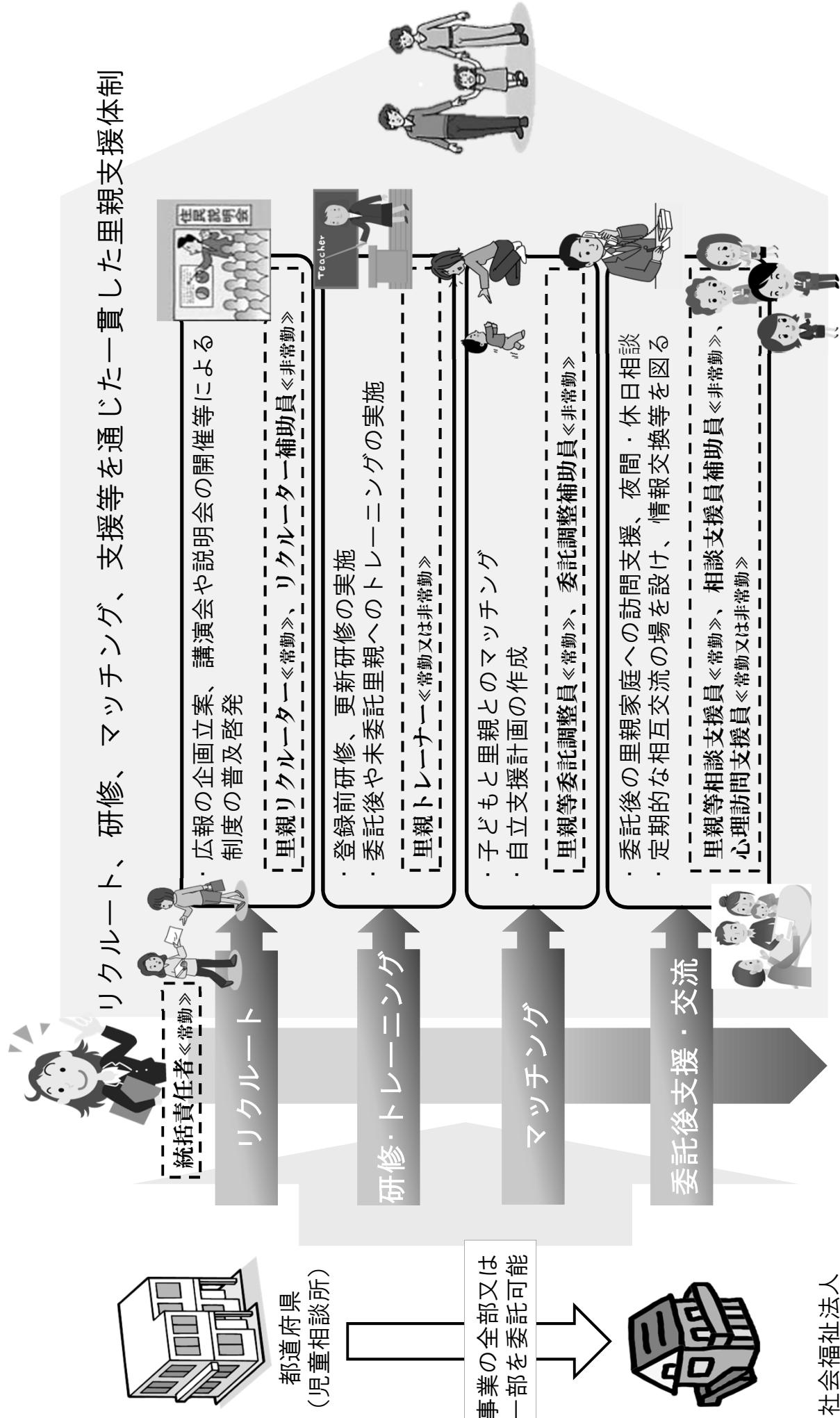
3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

4. 準基準額

(1) 統括責任者加算	1か所当たり	5,826千円
(2) 里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,996千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,331千円
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,693千円加算
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1か所当たり	1,272千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,816千円加算
35件以上	1か所当たり	2,360千円加算
(3) 里親研修・トレーニング等事業		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,740千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,160千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,388千円加算
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算
研修代替要員費	1人当たり	38千円
研修代賃要員費	1か所当たり	6,433千円
(4) 里親委託推進等事業		
都道府県等が実施する場合	1か所当たり	1,092千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	2,836千円加算
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	3,890千円加算
研修代替要員費	1か所当たり	9,692千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1か所当たり	2,283千円加算
30件以上45件未満	1か所当たり	4,216千円加算
45件以上	1か所当たり	7,606千円加算
(5) 里親訪問等支援事業		
里親等委託児童数	1か所当たり	10,267千円加算
20人以上40人未満	1か所当たり	5,055千円加算
40人以上60人未満	1か所当たり	1,552千円加算
60人以上80人未満	1か所当たり	2,195千円加算
80人以上	1か所当たり	
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	6,067千円加算《拡充》
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,855千円加算
面会交流支援加算	1か所当たり	
夜間・土日相談対応強化加算	1か所当たり	
24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1か所当たり	
上記以外	1か所当たり	
(6) 共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円

里親養育包括支援（フォオスタリシグ）事業イメージ



フォスティング機関の全国展開に向けて

＜都道府県社会的養育推進計画の策定について（抜粋）＞

- 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアクセスメント、里親登録前後及び委託後ににおける里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中ににおける里親養育への支援、里親委託措置解除後ににおける支援に至るまでの一連の業務（フォスティング業務）の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現する。

これまでの取組

①「都道府県社会的養育推進計画」の策定

- ・ 都道府県において、2019年度末までに、フォスティング業務の実施体制の構築に向けた計画を策定。（H30.7）
- ・ 都道府県に対し、計画の策定に当たっての課題や厚生労働省への要望事項等に関するヒアリングを実施。（H31.1～）
- ・ 都道府県に対し、計画の策定状況等の調査を実施。（H31.4）

③「里親養育包括支援体制構築アドバイザー」の設置

- ・ フォスティング機関の更なる周知を図り、都道府県における取組が確実に進むよう学識経験者を派遣。（H30.12～R3.3）
- ※現在5名のアドバイザーを就任
- ※これまで5県（群馬県、栃木県、神奈川県、島根県、広島県）へ派遣。

今後の取組

① 都道府県に対する厚生労働省職員の派遣

- ・ フォスティング業務の包括的な実施体制の構築に向けて、厚生労働省職員が自治体に出向き、都道府県の持つ課題を把握するとともに、その解消に向けて必要な助言等を行う。

② アドバイザーを活用したフォスティング機関の展開

- ・ 引き続き、アドバイザーの活用を促し、フォスティング機関の周知を図る。

③ 職員研修の実施によるフォスティング機関の育成

- ・ フォスティング職員研修について、フォスティング機関を希望する民間団体の職員も対象とし、フォスティング機関を担える団体の育成を図る。

※ 厚生労働省職員の派遣及びアドバイザーの活用については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課までお問い合わせください。

里親への委託前養育等支援事業【新規】

1. 事業内容

里親に子どもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

(1) 生活費等支援
里親を対象として、里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援
里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 補助率

国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

4. 補助基準額

(1) 生活費等支援

1人当たり日額 5,180円

(2) 研修受講支援

1件当たり日額 3,490円

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

1. 事業内容

【令和2年度予算】33百円（里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業費補助金）

包括的な里親養育支援体制の構築に向け、どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。

このような体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

（主な業務内容）

- ①研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）
- ②開催場所の選定（地域ブロック単位で実施）
- ③講師の選定・招聘
- ④研修の開催案内及び参加希望者の募集
- ⑤研修会の実施
- ⑥修了証の交付、修了者名簿の作成

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

※別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

里親制度等広報啓発事業【拡充】

1. 事業内容

- ① 里親制度の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施される里親月間（里親を求める運動）においては特に集中的に、里親制度（以下「家庭養護」という。）に関する様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もつてその推進に寄与することを目的とする。
- ② 特別養子縁組制度の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うとともに、許可された民間あっせん事業者と協働した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もつてその推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレットの作成・配付
- ii インターネット広告を活用した普及啓発
- iii 新聞広告を活用した普及啓発

※民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

【令和2年度予算案】81百万円（里親制度等広報啓発事業費補助金）

養子縁組民間あつせん機関助成事業【拡充】

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

民間養子縁組あつせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受審費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

①養子縁組民間あつせん機関基本助成事業

養子縁組民間あつせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あつせん責任者研修及び民間あつせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るために、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助

ii 第三者評価受審促進事業
養子縁組民間あつせん機関が第三者評価を受審するための受審費用について補助

②養子縁組民間あつせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

i 養親希望者等支援モデル事業
児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築

ii 障害児等支援モデル事業
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあつせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 特定妊娠への支援体制構築モデル事業
産科医療機関とも連携して特定妊娠から相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築

v 高年齢児等への支援体制構築モデル事業《新規》
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくブレイセラピーやカウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に対応するための体制を構築

vi 資質向上モデル事業《新規》
養子縁組民間あつせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、民間あつせん機関の職員の資質向上を図る

③養親希望者手数料負担軽減事業《拡充》

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 補助基準額

①養子縁組民間あつせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あつせん機関等職員研修参加促進事業
- ii 第三者評価受審促進事業

受講者1人当たり
54千円
300千円

②養子縁組民間あつせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 養親希望者等支援モデル事業
- ii 障害児等支援モデル事業
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
- v 高年齢児等への支援体制構築モデル事業
- vi 資質向上モデル事業

1か所当たり
4,572千円
3,007千円
6,127千円
6,293千円
3,354千円《新規》
1,100千円《新規》
1人当たり
350千円を上限《拡充》

4. 予算か所数

- i 養親希望者等支援モデル事業
15か所
- ii 障害児等支援モデル事業
10か所
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
15か所
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
10か所
12か所《新規》
12か所《新規》
- v 高年齢児等への支援体制構築モデル事業
12か所《新規》
- vi 資質向上モデル事業

5. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

養子縁組にに関する支援の拡充について

養子縁組民間あつせん機関助成事業

<現 行>

(1) 養子縁組民間あつせん機関基本事業

- ① 養子縁組民間あつせん機関等職員研修参加促進事業 (H30～)
※ 1人当たり53千円

- ② 第三者評価受審促進事業 (H30～)
※ 1か所当たり300千円

(2) 養子縁組民間あつせん機関支援体制構築等モデル事業

- ① 養親希望者等支援モデル事業 (H30～)
※ 児相等との連携体制の構築、関係機関と連携した支援、成立後の支援、事前マッチング、自助グループの育成等
※ 1か所当たり4,551千円

- ② 障害児等支援モデル事業 (H30～)
※ 1か所当たり2,942千円

- ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (R元～)
※ 1か所当たり6,072千円

- ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 (新規)
※ 1か所当たり6,244千円

- (3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (R元～)
※ 1人当たり300千円

<予算案>

(1) 養子縁組民間あつせん機関基本事業

- ① 養子縁組民間あつせん機関等職員研修参加促進事業
※ 1人当たり54千円
- ② 第三者評価受審促進事業 (同 左)

(2) 養子縁組民間あつせん機関支援体制構築等モデル事業

- ① 養親希望者等支援モデル事業
※ 1か所当たり約4,572千円
- ② 障害児等支援モデル事業 ※ 1か所当たり3,007千円
- ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
※ 1か所当たり約6,127千円
- ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
※ 1か所当たり6,293千円
- ⑤ 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 (新規)
※ 1か所当たり約3,354千円
- ⑥ 資質向上モデル事業 (新規)
※ 1か所当たり約1,100千円

- (3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (拡充)
※ 1人当たり350千円

※ [] 毎に補助金の申請が可能。

養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

1. 事業内容

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組のあっせん責任者研修を実施する。

①養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組のあっせん責任者研修を実施。

②養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせん業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

※別途、参加者より参加費用を徴収（あっせん機関に対しては、特別養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該参加費用を補助）

参考

<「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（抜粋）>

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三十六条

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であって養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

<「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」附帯決議（抜粋）>

五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

児童養護施設等体制強化事業【拡充】

1. 事業内容

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

（1）児童指導員等となる人材の確保《拡充》

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。

【拡充内容】

- ・ 指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減《新規》

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

- | | | |
|------------------|--------|---------|
| ・ 児童指導員等となる人材の確保 | 1人当たり | 3,958千円 |
| ・ 夜間業務等の業務負担軽減 | 1か所当たり | 3,958千円 |
- 《新規》

4. 補助率

- | | |
|------------------------------|-----|
| 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 | 1／2 |
| 国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村 | 1／4 |
- （市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（拡充）

1 児童養護施設等の環境改善事業

【事業内容】

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

- ①児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ②児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るための老朽化した設備の購入や更新及び改修に係る経費を補助

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

- ①(2)について、地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園の移動等に当たり、原状復帰が必要となる場合の改修費も補助対象

(3) 児童家庭支援センター開設支援事業

- 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）に係る経費を補助

(4) 耐震物牛への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費に係る補助

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額（案）】1か所あたり800万円

ただし、里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業分は、1か所あたり100万円

(2) の建物賃借料は、1力所あたり1,000万円＜新規＞、(3) の児童家庭支援センター開設支援事業(は、1か所あたり300万円

【補 助 率】国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）又は国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

【事業内容】地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

【実施主体】指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額（案）】1か所あたり800万円

【補 助 率】国1/2（指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）又は国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

【事業内容】児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助

また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】1か所あたり800万円

【補 助 率】国1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

児童家庭支援センター運営等事業

1. 事業内容

- ①児童家庭支援センター運営事業
虐待や非行等、子どもとの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他の相談に応じ、必要な助言を行う。
・児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
・子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
- ②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業
自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。
- ③指導委託促進事業
現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者からの通告があつた場合等の児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①児童家庭支援センター運営事業 事務費	常勤心理職配置の場合 非常勤心理職配置の場合 件数区分に応じて	11,660千円 7,769千円 353千円～6,615千円
②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業 初度調査弁償	1か所当たり 1か所当たり(月額)	400千円 1,069千円 107千円
③指導委託促進事業	1件当たり(月額)	

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

1. 事業内容

①短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

②長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇用する。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあつせん等事業の円滑な実施を図る。

③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①短期研修	宿泊あり 宿泊なし	1人当たり 1人当たり	133,000円 73,000円
②長期研修	送り出し施設 受入施設（他施設職員受入） 調整機関事務費 受入施設（実習生受入） 受入施設（実習生等就職促進）	1人当たり 1人当たり 1自治体当たり 実習1回当たり 1日当たり	1,052,000円 216,000円 2,992,000円 86,200円 3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,499,000円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

1. 事業内容

【令和2年度予算案】12百万円（社会的養護出身者ネットワーク形成事業）
社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催する。

（内 容）

- i 都道府県に対する自立支援に関する啓発
 - ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援団体や当事者団体の紹介
 - ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援制度の周知 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 實施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

社会的養護自立支援事業等【拡充】

1. 事業内容

①社会的養護自立支援事業《拡充》

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

【拡充内容】

・児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要となる経費を補助する。

②身元保証人確保対策事業
児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

2. 実施主体

①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

- ①社会的養護自立支援事業
- ・支援コードイネーター配置 1か所当たり 6,181千円
 - ・居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設383千円等
 - ・生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等
 - ・生活相談支援 貸 金 1か所当たり 常勤2名以上配置10,111千円、左記以外6,875千円
 - ・就労相談支援 1か所当たり 対象者が気軽に集まれる場を常設する場合4,785千円《拡充》、左記以外2,165千円
 - ・学習費等支援 特別育成費 基本額 1チーム当たり 5,735千円
 - ・学習費等支援 補習費 1人当たり月額20,000円
 - ・就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
 - ・大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ②身元保証人確保対策事業
- ・就職時の身元保証 年間保険料10,560円
 - ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
 - ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4